

| | |
|------------|---------------------------------------|
| 【表紙】 | |
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成21年10月14日提出 |
| 【計算期間】 | 第4期計算期間 (自平成20年7月16日 至 平成21年7月15日) |
| 【ファンド名】 | 日本株ダブルアルファ・ラップ |
| 【発行者名】 | 新光投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 吉田 昭 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目17番10号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 大澤 団 |
| 【連絡場所】 | 東京都中央区日本橋一丁目17番10号 |
| 【電話番号】 | 03 - 3277 - 1818 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項なし |

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（ロング・ショート型）に属し、主として東証1部上場株式（TOPIX（東証株価指数）構成銘柄）へ投資することで、投資信託財産の成長を目標に、積極的な運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 補足分類 |
|---------|--------|-------------------|-------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | インデックス型 |
| | 海外 | 債券 | |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 | 特殊型 |
| | | その他資産 () | (ロング・ショート型) |
| | | 資産複合 | |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

| | |
|-------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国内 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 株式 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 特殊型 | 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| | | | |
|--------|------|--------|-----|
| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 特殊型 |
|--------|------|--------|-----|

| | | | |
|----------------|----------|---------|--------|
| 株式 一般 | 年1回 | グローバル | ブル・ベア型 |
| | 年2回 | 日本 | |
| 大型株 中小型株 | 年4回 | 北米 | 条件付運用型 |
| 債券 一般 | 年6回（隔月） | 欧州 | |
| | 公債 | アジア | |
| 社債 | 年12回（毎月） | オセアニア | その他（ ） |
| その他債券 | 日々 | 中南米 | |
| クレジット属性 （ ） | その他（ ） | アフリカ | |
| 不動産投信 | | 中近東（中東） | |
| その他資産 （ ） | | エマージング | |
| 資産複合 （ ） | | | |
| 資産配分固定型 | | | |
| 資産配分変更型 | | | |

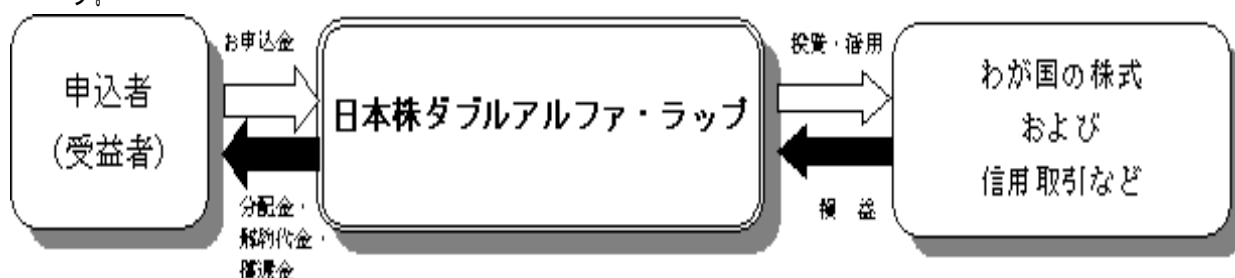
（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性の定義

| | |
|-----------|--|
| 株式 一般 | 目論見書または投資信託約款において、株式に主として投資する旨の記載があるものであって、大型株・中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 |
| 年1回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 日本 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ロング・ショート型 | 目論見書または投資信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。 |

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、投資対象であるわが国の株式などへ直接投資を行います。また、信用取引を積極的に活用します。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。

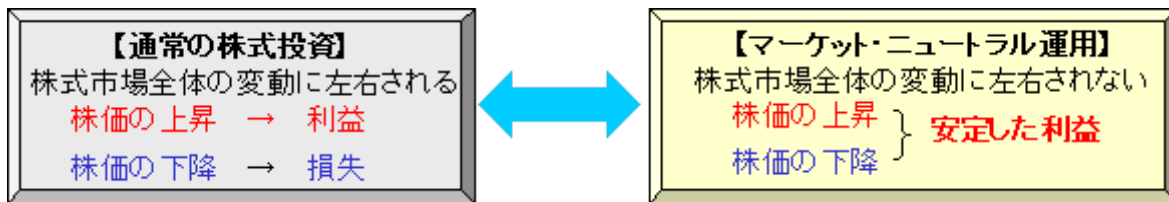


b. ファンドの特色

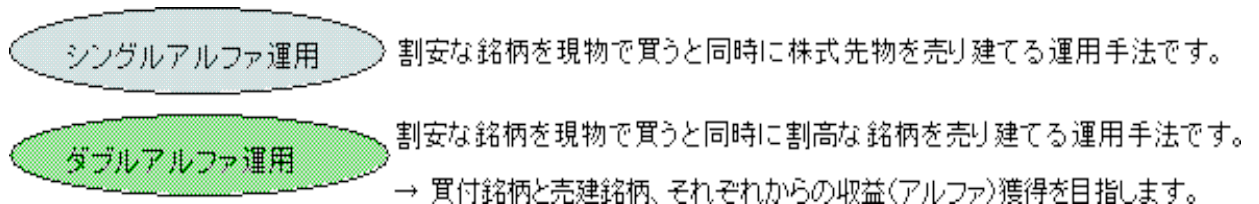
1 ダブルアルファ運用により安定した収益の獲得をめざします

1. 日本株ダブルアルファ運用とは

通常の株式投資では、株価の上昇・下降にともない投資家の得られる収益が変動します。他方、日本の株式に投資しつつ、株式相場の上昇・下降にかかわらず安定した収益の獲得をねらう投資手法として「マーケット・ニュートラル運用」があります。



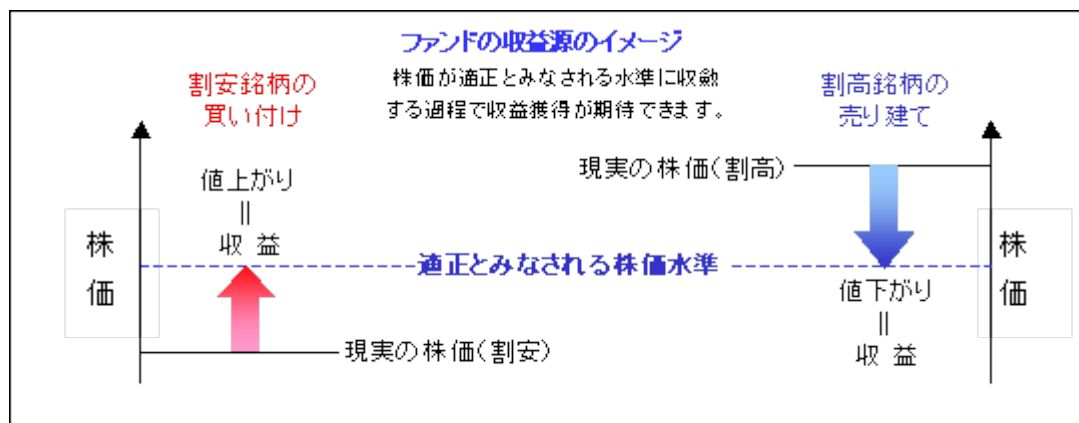
「マーケット・ニュートラル運用」にはおもに2種類の運用方法があり、当ファンドは「ダブルアルファ運用」を行います。



2. 日本株ダブルアルファ運用の仕組み

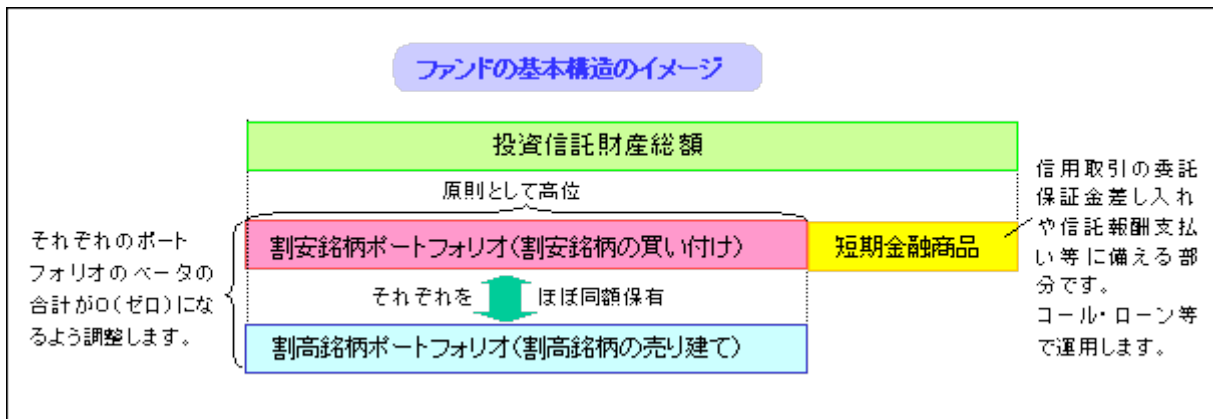
「割安銘柄の現物買い付け」と「割高銘柄の信用売り建て」を同時に行います。

「買い付けた株式の値上がり」と「売り建てた株式の値下がり」が、当ファンドの収益の源泉となります。



買付部分と売建部分をほぼ同額保有して、それぞれのポートフォリオのベータ^(注)の合計が0（ゼロ）になるよう調整することで、株式市場全体の上昇・下降に影響を受けない安定的な収益の獲得を目指します。

(注) ベータ：市場の変動に対する連動性、感応度。ベータが0（ゼロ）というのは、市場全体の変動に影響を受けないことを意味します。



上記各図はイメージであり、実際の損益を示唆・保証するものではありません。当ファンドは株式に投資するため、相場変動による収益への影響を受けます。当ファンドは元本保証ではありません。当ファンドはダブルアルファ運用により株式市場全体の変動によるファンドの収益への影響を軽減することを図りますが、市場の状況や追加・解約の発生状況、売買手数料等により想定通りの運用ができない場合があります。

2

均衡市場収斂モデルしゅうれんにより株式ポートフォリオを運用します

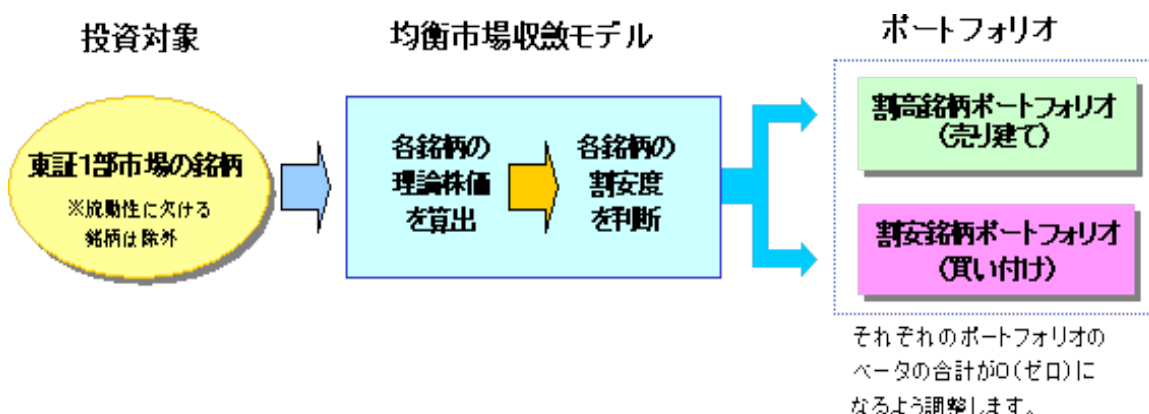
1. 均衡市場収斂モデルとは

（株）新光総合研究所が独自に開発した、株価の割安度をクオンツ手法で判断するモデルです。時価総額や業種などの銘柄属性を考慮して、一株当たり純資産や一株当たり利益などのファクター（注）から理論株価を算出し、現実の株価と比較することで銘柄の割安・割高を判断します。

（注）使用するファクターは変更することがあります。

2. 均衡市場収斂モデルによる株式運用

当ファンドの株式ポートフォリオは、均衡市場収斂モデルにしたがい、相場観に左右されない定量的な投資判断により運用されます。理論株価を基準に割安銘柄のポートフォリオと割高銘柄のポートフォリオを構築します。



3. 株式ポートフォリオ構築のポイント

株式ポートフォリオ部分（買付部分と売建部分の合計）については、個別銘柄の割安度を評価することで収益の獲得を狙うと同時に、ポートフォリオの構築時には様々なリスク抑制策をとっています。

- 流動性リスクの排除 : 日々のファンドの買い付け・解約等による資金の流出入やポートフォリオの円滑なリバランス（銘柄入れ替え）の観点から、投資対象の売買のしやすさ（流動性）を考慮します。
- 信用リスクの低減 : 株価が極端に低い銘柄を除外して、信用リスクの低減を図ります。
- 市場変動リスクの排除 : 2つのポートフォリオをほぼ同額保有し、かつ、それぞれのポートフォリオのベータの合計を0（ゼロ）に調整することで、市場全体の変動に影響されるリスクの排除に努めます。
- 業種構成などの考慮 : ポートフォリオ構築にあたっては、業種構成などの偏りにも留意します。

4. 新光総合研究所の投資助言

（株）新光総合研究所と投資顧問契約を締結し、投資助言および情報提供を受けます。

3 みずほ証券が提供するラップ口座取引専用ファンドです

当ファンドは、みずほ証券株式会社が提供するラップ口座取引専用設定されたファンドです。お申し込みにあたっては、ラップ口座に関する基本契約のみずほ証券株式会社と締結する必要があります。

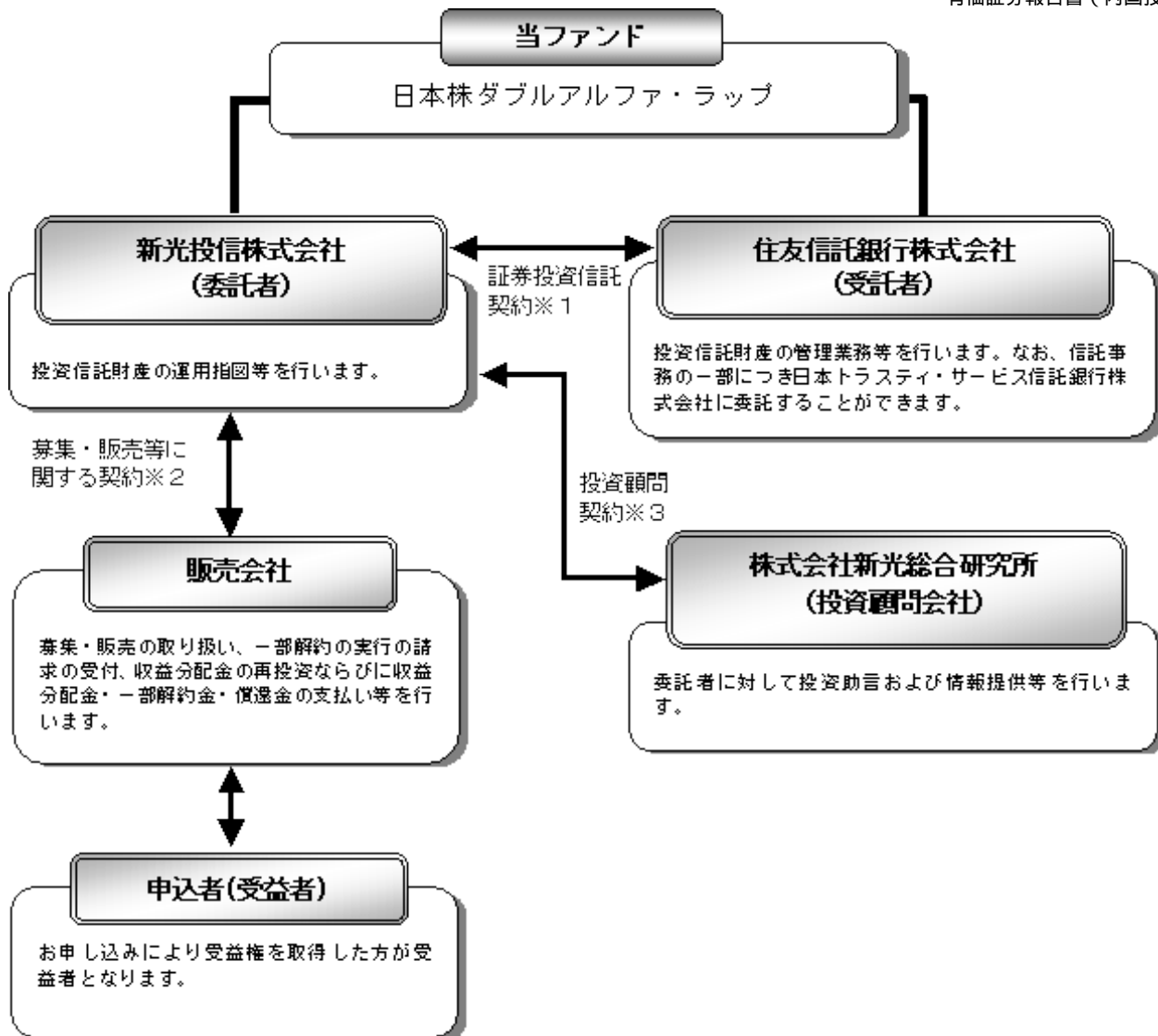
c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

3 投資顧問契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、投資顧問会社が提供する役務、委託者への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

| | |
|-------------|------------|
| 現在の資本金の額 | 45億2,430万円 |
| 会社が発行する株式総数 | 3,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 1,823,250株 |

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年 6月 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得

| | |
|----------|-----------------------------------|
| 昭和44年10月 | 新和光投信委託株式会社に社名変更 |
| 昭和61年11月 | 有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可 |
| 平成8年8月 | 投資顧問業者の登録 |
| 平成8年12月 | 投資一任契約にかかる業務の認可 |
| 平成9年11月 | 投資信託の直接販売業務の認可 |
| 平成10年12月 | 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可 |
| 平成12年4月 | 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更 |

(八) 大株主の状況

(本書提出日現在)

| 株主名 | 住所 | 持株数 | 持株比率 |
|-----------------|------------------|------------|--------|
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町1-5-1 | 1,393,462株 | 76.42% |
| 株式会社新光総合研究所 | 東京都中央区日本橋1-17-10 | 120,000 | 6.58 |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区内幸町1-1-5 | 91,086 | 4.99 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 東京都千代田区丸の内1-3-3 | 91,029 | 4.99 |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の成長を目標に、積極的な運用を行うことを基本とします。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

東証1部上場株式（TOPIX（東証株価指数）構成銘柄）を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

株式の投資にあたっては、所定の銘柄評価モデルに基づき、主として割安と判断される銘柄を中心に投資するとともに、同モデルにより主として割高と判断される銘柄を中心に信用取引により売り付け、値上がり益および値下がり差益の積極的な獲得を目指します。

個別銘柄の投資配分ならびに信用取引の売建数量については、株価感応度ならびに業種に起因する株価性向に留意し、銘柄評価モデルで算出された個別銘柄の期待収益率総計（値下がり差益を含みます。）の最大化を目的として決定します。

現物株式への投資総額と信用取引による売付総額は、原則として同程度となるように売買を行います。

投資信託財産の純資産総額に占める株式組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

当初設定日直後、元本に対して大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドの運用にあたっては、株式会社新光総合研究所から、運用に関する投資助言および情報提供を受けます。

(八) 主な投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲

(イ) 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有

するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

c. 先物

(イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

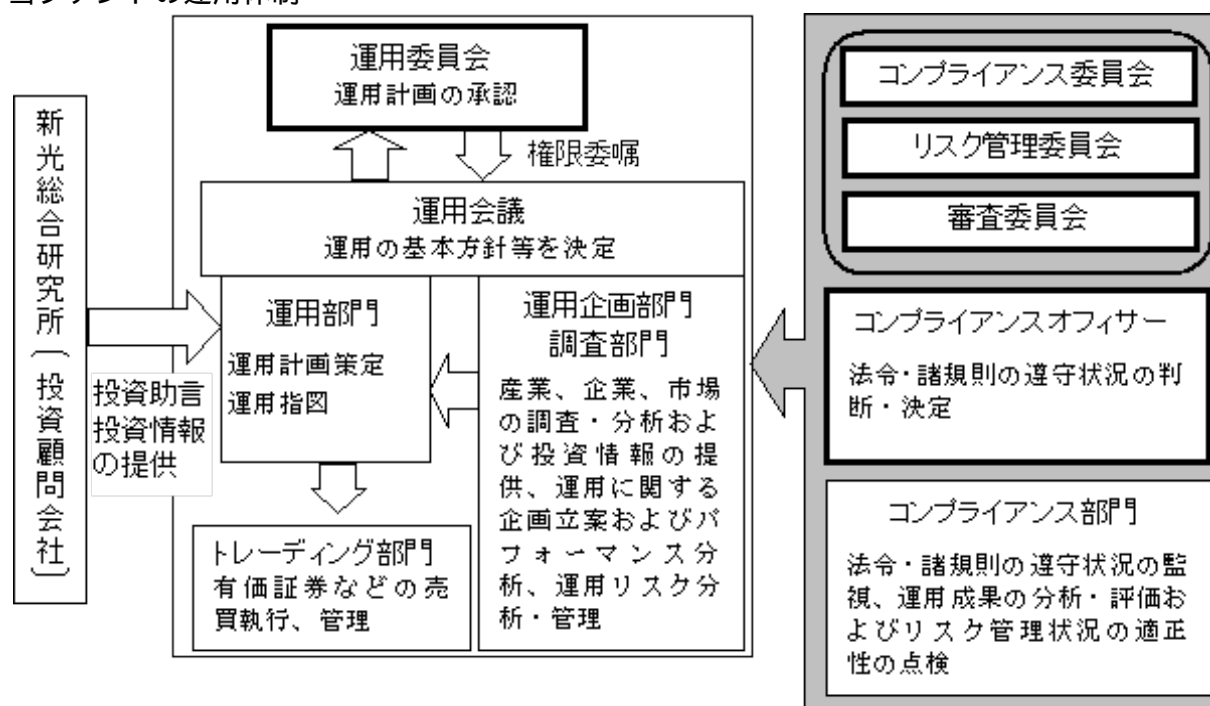
(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとし、
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- (ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとし、

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



平成21年10月14日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人員は今後変更になることがあります。

PLAN

- ・ 運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・ 各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、投資顧問会社からの投資助言および提供された情報等を参考に運用計画を作成します。
- ・ コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・ 運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

D0

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として、7月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 - 1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - 2. 分配金額は、上記分配対象額のうち原則として利子・配当等収益から費用等を控除した額とします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a . 株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

b . 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

c . 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

d . 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

e . 投資する株式等の範囲

(イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

f . 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

g . 信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により上記(ロ)の売り付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h . 有価証券の貸し付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

1 . 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2 . 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- (ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。
- i . 公社債の借り入れ
- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。
- j . 資金の借り入れ
- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。
- k . 受託者の自己または利害関係人等との取引
- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内の資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- (ロ) 上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内の委託者の指図による取引についても同様とします。

法令に定める投資制限

a . 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資し、信用取引を活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。一般には、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

b．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じても当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

c．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．マーケット・ニュートラル運用にかかわるリスク

- ・割安な銘柄を現物株式で買い付けると同時に割高な銘柄を売り建て、買付部分と売付部分をほぼ同額保有して価格変動リスクの低減を目指しますが、株式市場全体の変動による影響を完全に排除できない場合があります。また、市場の状況や追加・解約の発生状況、売買手数料等により想定通りの運用ができないリスクがあり、基準価額の変動要因となります。
- ・当ファンドは信用取引等により、常時株式の売り建てを行っています。したがって、組み入れている現物株式の価格が上昇しても、基準価額が下落する可能性があります。
- ・当ファンドの現物株式ポートフォリオのパフォーマンスが、売建ポートフォリオのパフォーマンスに劣後する場合、基準価額が下落する可能性があります。

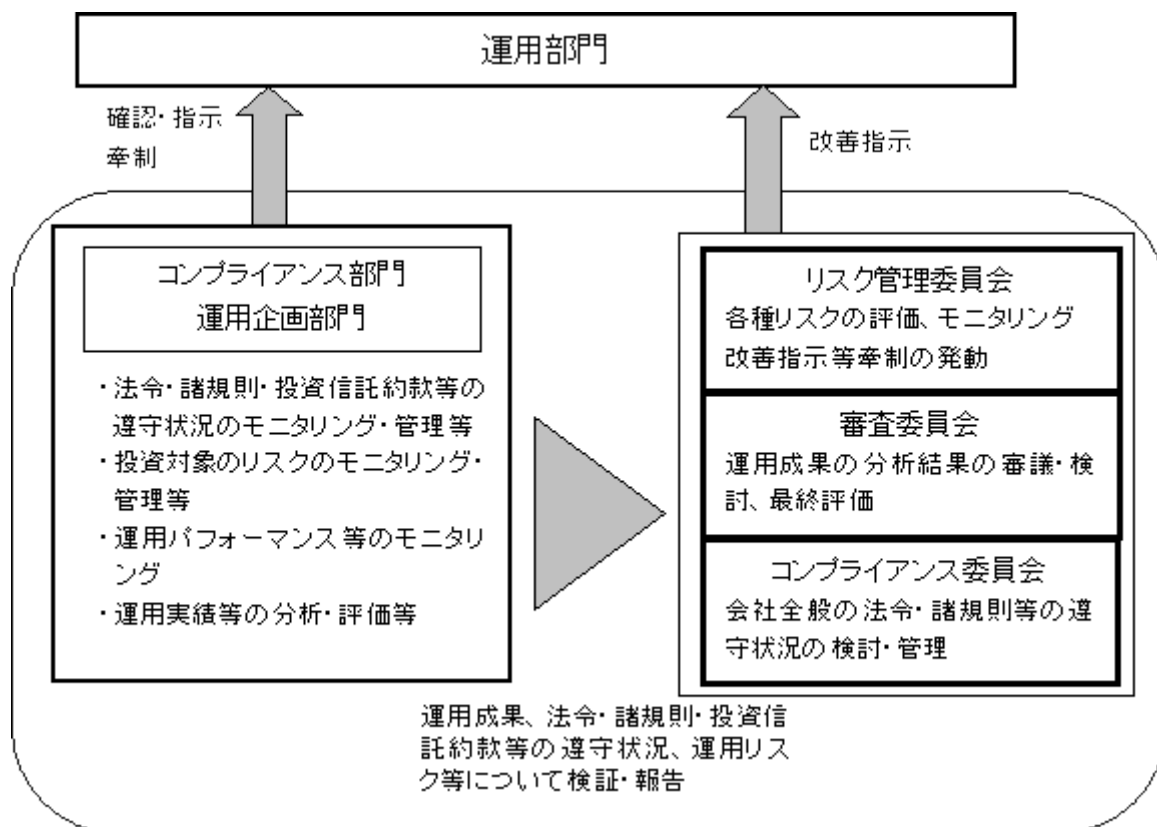
f．投資信託に関する一般的リスク

(イ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

- (ロ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ハ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ニ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご解約・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

| | | |
|----------------------|--|------------------|
| ファンドの取得時にかかる費用と税金 | ●申込手数料はありません。 | |
| ファンドの保有時にかかる費用と税金 | ●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 <small>上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。</small> | |
| | ◎分配金にかかる税金（注） | 普通分配金に対する所得税・地方税 |
| ファンドの解約・償還時にかかる費用と税金 | ●解約・償還時の手数料はありません。 ●解約の際、信託財産留保額が差し引かれます。 | |
| | ◎解約代金・償還金にかかる税金（注） | 譲渡益に対する所得税・地方税 |

（注）個人受益者と法人受益者とは税制が異なります。

平成23年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・解約時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

（1）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（2）【換金（解約）手数料】

a．解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b．信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率（1.05%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

| | | |
|-----------------|------|---------------------|
| 信託報酬の配分 (年率) | 委託者 | 純資産総額に対し年0.525%（税込） |
| | 販売会社 | 純資産総額に対し年0.420%（税込） |
| | 受託者 | 純資産総額に対し年0.105%（税込） |

委託者の信託報酬には、株式会社新光総合研究所に対する投資顧問報酬（純資産総額に対し年10,000分の15.75の率（0.1575%）（税込））が含まれています。

(4) 【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

b. 法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(ハ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(ニ) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成21年8月31日現在）

| 分類 | 資産の種類 | 国・地域 | 金額 | 評価方法 | 投資比率 |
|------|-----------------|------|------------------|------|-----------|
| 有価証券 | 株式 | 日本 | 円 591,946,000 | 時価 | % 87.8 |
| | | 小計 | 円 591,946,000 | - | % 87.8 |
| | 株式信用売 取引評価損益 | 日本 | 円 51,993,102 | 時価 | % 7.7 |

| | | | | | |
|-----------|----------|-----|------------------|----------------|------------|
| その他 資産 | コール・ローン等 | 日 本 | 円 134,223,069 | 負債控除後の 取得価額 | % 19.9 |
| - | 純資産総額 | | 円 674,175,967 | - | % 100.0 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年8月31日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 国・ 地域 | 種類 | 業 種 | 株数 | 帳簿価額 | | 評 価 額 | | 投資 比率 (%) |
|----|-----------------|----------|----|-------------|--------|------------|------------|-----------|------------|-----------------|
| | | | | | | 単価 (円) | 金額 (円) | 単価 (円) | 金額 (円) | |
| 1 | 西日本旅客鉄道 | 日本 | 株式 | 陸運業 | 51 | 306,000.00 | 15,606,000 | 322,000 | 16,422,000 | 2.43 |
| 2 | 住友商事 | 日本 | 株式 | 卸売業 | 14,800 | 884.38 | 13,088,900 | 953 | 14,104,400 | 2.09 |
| 3 | 富士フィルムホールディングス | 日本 | 株式 | 化学 | 4,700 | 2,877.25 | 13,523,100 | 2,775 | 13,042,500 | 1.93 |
| 4 | 三菱重工業 | 日本 | 株式 | 機械 | 33,000 | 358.51 | 11,831,000 | 385 | 12,705,000 | 1.88 |
| 5 | 新日本石油 | 日本 | 株式 | 石油・ 石炭製品 | 23,000 | 511.69 | 11,769,000 | 532 | 12,236,000 | 1.81 |
| 6 | 東北電力 | 日本 | 株式 | 電気・ガス業 | 5,900 | 1,960.00 | 11,564,000 | 2,015 | 11,888,500 | 1.76 |
| 7 | セブン&アイ・ホールディングス | 日本 | 株式 | 小売業 | 5,200 | 2,150.00 | 11,180,000 | 2,250 | 11,700,000 | 1.73 |
| 8 | 中部電力 | 日本 | 株式 | 電気・ガス業 | 5,400 | 2,245.00 | 12,123,000 | 2,165 | 11,691,000 | 1.73 |
| 9 | 京セラ | 日本 | 株式 | 電気機器 | 1,500 | 6,780.00 | 10,170,000 | 7,750 | 11,625,000 | 1.72 |
| 10 | 凸版印刷 | 日本 | 株式 | その他製品 | 12,000 | 915.00 | 10,980,000 | 919 | 11,028,000 | 1.63 |
| 11 | 旭化成 | 日本 | 株式 | 化学 | 24,000 | 462.50 | 11,100,000 | 448 | 10,752,000 | 1.59 |
| 12 | 積水ハウス | 日本 | 株式 | 建設業 | 12,000 | 836.00 | 10,032,000 | 894 | 10,728,000 | 1.59 |
| 13 | リコー | 日本 | 株式 | 電気機器 | 8,000 | 1,118.00 | 8,944,000 | 1,341 | 10,728,000 | 1.59 |
| 14 | KDDI | 日本 | 株式 | 情報・通信業 | 20 | 504,000.00 | 10,080,000 | 529,000 | 10,580,000 | 1.56 |
| 15 | アツギ | 日本 | 株式 | 繊維製品 | 74,000 | 128.21 | 9,488,000 | 131 | 9,694,000 | 1.43 |
| 16 | 大日本印刷 | 日本 | 株式 | その他製品 | 7,000 | 1,218.00 | 8,526,000 | 1,359 | 9,513,000 | 1.41 |
| 17 | 関西電力 | 日本 | 株式 | 電気・ガス業 | 4,100 | 2,145.00 | 8,794,500 | 2,140 | 8,774,000 | 1.30 |
| 18 | 伊藤忠商事 | 日本 | 株式 | 卸売業 | 12,000 | 663.00 | 7,956,000 | 660 | 7,920,000 | 1.17 |
| 19 | 武田薬品工業 | 日本 | 株式 | 医薬品 | 2,100 | 3,570.00 | 7,497,000 | 3,750 | 7,875,000 | 1.16 |
| 20 | 三菱ケミカルホールディングス | 日本 | 株式 | 化学 | 18,500 | 387.00 | 7,159,500 | 423 | 7,825,500 | 1.16 |
| 21 | 商船三井 | 日本 | 株式 | 海運業 | 13,000 | 574.00 | 7,462,000 | 595 | 7,735,000 | 1.14 |
| 22 | 日本電気 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 22,000 | 331.54 | 7,294,000 | 336 | 7,392,000 | 1.09 |
| 23 | パナダイナムコホールディングス | 日本 | 株式 | その他製品 | 6,900 | 1,003.24 | 6,922,400 | 988 | 6,817,200 | 1.01 |
| 24 | 島忠 | 日本 | 株式 | 小売業 | 3,000 | 1,944.96 | 5,834,900 | 2,195 | 6,585,000 | 0.97 |
| 25 | ダスキン | 日本 | 株式 | サービス業 | 3,700 | 1,631.05 | 6,034,900 | 1,715 | 6,345,500 | 0.94 |
| 26 | サンゲツ | 日本 | 株式 | 卸売業 | 3,000 | 2,013.80 | 6,041,400 | 2,095 | 6,285,000 | 0.93 |
| 27 | 日本たばこ産業 | 日本 | 株式 | 食料品 | 23 | 274,195.21 | 6,306,490 | 269,900 | 6,207,700 | 0.92 |
| 28 | アマダ | 日本 | 株式 | 機械 | 9,000 | 535.00 | 4,815,000 | 653 | 5,877,000 | 0.87 |
| 29 | 三菱商事 | 日本 | 株式 | 卸売業 | 3,100 | 1,620.00 | 5,022,000 | 1,885 | 5,843,500 | 0.86 |
| 30 | 村田製作所 | 日本 | 株式 | 電気機器 | 1,300 | 4,060.00 | 5,278,000 | 4,400 | 5,720,000 | 0.84 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率(平成21年8月31日現在)

| 種 類 | 投資比率(%) |
|-----|---------|
| 株 式 | 87.80 |
| 合 計 | 87.80 |

株式業種別投資比率（平成21年8月31日現在）

| 業 種 | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 建設業 | 3.97 |
| 食料品 | 3.85 |
| 繊維製品 | 2.18 |
| パルプ・紙 | 1.62 |
| 化学 | 10.21 |
| 医薬品 | 2.91 |
| 石油・石炭製品 | 2.15 |
| ガラス・土石製品 | 1.02 |
| 鉄鋼 | 2.01 |
| 非鉄金属 | 0.51 |
| 金属製品 | 0.86 |
| 機械 | 8.70 |
| 電気機器 | 11.02 |
| 輸送用機器 | 4.17 |
| 精密機器 | 0.43 |
| その他製品 | 5.01 |
| 電気・ガス業 | 6.33 |
| 陸運業 | 3.32 |
| 海運業 | 1.14 |
| 倉庫・運輸関連業 | 0.46 |
| 情報・通信業 | 4.36 |
| 卸売業 | 5.71 |
| 小売業 | 3.40 |
| 不動産業 | 1.18 |
| サービス業 | 1.15 |
| 合 計 | 87.80 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（平成21年8月31日現在）

| 順位 | 種 類 | 国・地域 | 資 産 名 | 買建・売建 | 株数 | 簿価（円） | 時価（円） | 投資比率（％） |
|----|----------|------|--------------|-------|--------|------------|------------|---------|
| 1 | 株式（信用取引） | 日本 | 東京電力 | 売建 | 5,600 | 13,524,000 | 13,580,000 | 2.01 |
| 2 | 株式（信用取引） | 日本 | 花王 | 売建 | 5,000 | 10,300,000 | 11,800,000 | 1.75 |
| 3 | 株式（信用取引） | 日本 | 東武鉄道 | 売建 | 19,000 | 10,665,000 | 11,115,000 | 1.64 |
| 4 | 株式（信用取引） | 日本 | エーザイ | 売建 | 3,100 | 10,106,000 | 10,571,000 | 1.56 |
| 5 | 株式（信用取引） | 日本 | 近畿日本鉄道 | 売建 | 26,000 | 11,154,000 | 10,478,000 | 1.55 |
| 6 | 株式（信用取引） | 日本 | 東レ | 売建 | 19,000 | 8,436,000 | 10,336,000 | 1.53 |
| 7 | 株式（信用取引） | 日本 | 三菱電機 | 売建 | 14,000 | 7,938,000 | 9,688,000 | 1.43 |
| 8 | 株式（信用取引） | 日本 | 相模鉄道 | 売建 | 24,000 | 9,332,000 | 9,624,000 | 1.42 |
| 9 | 株式（信用取引） | 日本 | 東芝 | 売建 | 20,000 | 6,760,000 | 9,560,000 | 1.41 |
| 10 | 株式（信用取引） | 日本 | 東京瓦斯 | 売建 | 25,000 | 8,550,000 | 9,325,000 | 1.38 |
| 11 | 株式（信用取引） | 日本 | エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 売建 | 65 | 8,859,500 | 9,314,500 | 1.38 |
| 12 | 株式（信用取引） | 日本 | メイテック | 売建 | 5,000 | 8,059,000 | 9,245,000 | 1.37 |

| | | | | | | | | |
|----|----------|----|--------------------|----|--------|-----------|-----------|------|
| 13 | 株式(信用取引) | 日本 | セコム | 売建 | 2,200 | 8,624,000 | 9,240,000 | 1.37 |
| 14 | 株式(信用取引) | 日本 | 小田急電鉄 | 売建 | 11,000 | 8,745,000 | 9,196,000 | 1.36 |
| 15 | 株式(信用取引) | 日本 | S M C | 売建 | 800 | 7,681,600 | 8,680,000 | 1.28 |
| 16 | 株式(信用取引) | 日本 | H O Y A | 売建 | 3,900 | 7,743,600 | 8,190,000 | 1.21 |
| 17 | 株式(信用取引) | 日本 | キリンホールディングス | 売建 | 6,000 | 8,316,000 | 8,178,000 | 1.21 |
| 18 | 株式(信用取引) | 日本 | 第一三共 | 売建 | 4,000 | 6,660,000 | 7,940,000 | 1.17 |
| 19 | 株式(信用取引) | 日本 | ソフトバンク | 売建 | 3,700 | 6,167,900 | 7,714,500 | 1.14 |
| 20 | 株式(信用取引) | 日本 | クボタ | 売建 | 10,000 | 7,350,000 | 7,690,000 | 1.14 |
| 21 | 株式(信用取引) | 日本 | ブリヂストン | 売建 | 4,400 | 7,251,200 | 7,484,400 | 1.11 |
| 22 | 株式(信用取引) | 日本 | ジェイ エフ イー ホールディングス | 売建 | 2,300 | 6,762,000 | 7,475,000 | 1.10 |
| 23 | 株式(信用取引) | 日本 | 三井物産 | 売建 | 6,100 | 7,035,000 | 7,393,200 | 1.09 |
| 24 | 株式(信用取引) | 日本 | 小松製作所 | 売建 | 4,400 | 6,150,800 | 7,383,200 | 1.09 |
| 25 | 株式(信用取引) | 日本 | 日本電産 | 売建 | 1,100 | 6,732,000 | 7,359,000 | 1.09 |
| 26 | 株式(信用取引) | 日本 | 旭硝子 | 売建 | 9,000 | 6,552,000 | 7,290,000 | 1.08 |
| 27 | 株式(信用取引) | 日本 | 四国電力 | 売建 | 2,200 | 6,303,000 | 6,336,000 | 0.93 |
| 28 | 株式(信用取引) | 日本 | 全日本空輸 | 売建 | 22,000 | 5,720,000 | 6,314,000 | 0.93 |
| 29 | 株式(信用取引) | 日本 | 三菱地所 | 売建 | 4,000 | 5,620,000 | 6,172,000 | 0.91 |
| 30 | 株式(信用取引) | 日本 | キャノン | 売建 | 1,700 | 5,151,000 | 6,069,000 | 0.90 |

(注) 時価評価にあたっては、金融商品取引所および外国金融商品市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)に基づいて評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

(単位:円)

| | 純資産総額 (分配落ち) | 純資産総額 (分配付き) | 基準価額 (分配落ち) | 基準価額 (分配付き) |
|--------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 第1期計算期間 | 2,018,876,437 | 2,018,876,437 | 9,987 | 9,987 |
| 第2期計算期間 | 1,796,086,846 | 1,810,236,584 | 10,155 | 10,235 |
| 第3期計算期間 | 1,001,905,790 | 1,001,905,790 | 9,905 | 9,905 |
| 第4期計算期間末 (平成21年7月15日) | 680,516,888 | 685,274,912 | 10,012 | 10,082 |
| 平成20年8月末日 | 936,537,210 | - | 9,837 | - |
| 平成20年9月末日 | 885,298,075 | - | 9,580 | - |
| 平成20年10月末日 | 847,147,085 | - | 9,512 | - |
| 平成20年11月末日 | 836,817,800 | - | 9,575 | - |
| 平成20年12月末日 | 763,802,760 | - | 9,573 | - |
| 平成21年1月末日 | 746,847,636 | - | 9,774 | - |
| 平成21年2月末日 | 711,390,228 | - | 9,637 | - |
| 平成21年3月末日 | 700,338,666 | - | 9,769 | - |
| 平成21年4月末日 | 694,388,213 | - | 9,916 | - |
| 平成21年5月末日 | 690,304,346 | - | 9,975 | - |
| 平成21年6月末日 | 689,837,931 | - | 10,119 | - |
| 平成21年7月末日 | 675,092,996 | - | 9,950 | - |
| 平成21年8月末日 | 674,175,967 | - | 9,951 | - |

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

| 決算期 | 1万口当たりの分配金 |
|-------------------------|------------|
| 第1期計算期間 (平成18年7月18日) | 0円 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 第2期計算期間 (平成19年7月17日) | 80円 |
| 第3期計算期間 (平成20年7月15日) | 0円 |
| 第4期計算期間 (平成21年7月15日) | 70円 |

【収益率の推移】

| 決算期 | 収益率 |
|-------------------------|------|
| 第1期計算期間 (平成18年7月18日) | 0.1% |
| 第2期計算期間 (平成19年7月17日) | 2.5% |
| 第3期計算期間 (平成20年7月15日) | 2.5% |
| 第4期計算期間 (平成21年7月15日) | 1.8% |

(注1) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

(注2) 収益率は小数第2位を四捨五入しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成17年8月15日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成17年8月31日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

(イ) 当ファンドは、販売会社であるみずほ証券株式会社が提供するラップ口座取引専用ファンドです。取得にあたっては、ラップ口座に関する基本契約を締結する必要があります。ただし、ファンド設定時に委託者もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合は除きます。

(ロ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、以下に定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

「分配金受取コース」 1口以上1口単位

「分配金再投資コース」 1円以上1円単位

お申し込みのコース等によってお申込単位は異なります。詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ハ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「日本株ダブルアルファ・ラップ自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

(ニ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の正午までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

2 【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の正午までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以

降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(八) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(二) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税のみ)に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>)または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

(ヘ) 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

(ト) 上記(ヘ)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

| 投資対象 | 評価方法 |
|------|------------------------|
| 株式 | 原則として基準価額計算日の取引所の終値で評価 |

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年7月16日から翌年7月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第52条第2項から第6項の規定にしたがいます。

(ロ) 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第52条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託

者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第57条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

- (ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c．異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a．信託の終了」または「b．投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d．運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

- (イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h．信託業務の委託等

- (イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
 - 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3．委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1．投資信託財産の保存にかかる業務
 - 2．投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3．委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社（株式会社新光総合研究所）との間において締結している「投資顧問契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくファンドの信託終了日までとし、途中で更新は行いません。なお、委託者は、法律による解除権の行使以外に、相手方に対する90日前の書面による解約申し入れによりこの契約を解約できるものとします。

2【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

c．償還金請求権

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。ただし、ラップ取引契約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第3期計算期間（平成19年7月18日から平成20年7月15日まで）については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第4期計算期間（平成20年7月16日から平成21年7月15日まで）については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成20年12月5日付内閣府令第79号並びに平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第3期計算期間（平成19年7月18日から平成20年7月15日まで）については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則及び内閣府令第79号並びに内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第4期計算期間（平成20年7月16日から平成21年7月15日まで）については内閣府令第61号及び内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則並びに内閣府令第35号附則第16条2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成19年7月18日から平成20年7月15日まで）及び第4期計算期間（平成20年7月16日から平成21年7月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

日本株ダブルアルファ・ラップ 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第3期 (平成20年 7月15日現在) | 第4期 (平成21年 7月15日現在) |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 189,097,874 | 124,363,594 |
| 株式 | 773,175,200 | 537,871,200 |
| 未収入金 | 182,481,462 | - |
| 信用取引預け金 | 832,601,878 | 537,585,255 |
| 未収配当金 | 527,300 | 245,850 |
| 未収利息 | 2,516 | 266 |
| その他未収収益 | 157,668 | 21,031 |
| 差入保証金 | - | 30,000,000 |
| 流動資産合計 | 1,978,043,898 | 1,230,087,196 |
| 資産合計 | 1,978,043,898 | 1,230,087,196 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 信用売証券 | 776,180,300 | 540,362,500 |
| 未払金 | 193,204,428 | - |
| 未払収益分配金 | - | 4,758,024 |
| 未払受託者報酬 | 581,682 | 367,123 |
| 未払委託者報酬 | 5,235,078 | 3,304,065 |
| その他未払費用 | 936,620 | 778,596 |
| 流動負債合計 | 976,138,108 | 549,570,308 |
| 負債合計 | 976,138,108 | 549,570,308 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,011,473,755 | 679,717,740 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 9,567,965 | 799,148 |
| （分配準備積立金） | 24,218,631 | 16,868,806 |
| 元本等合計 | 1,001,905,790 | 680,516,888 |
| 純資産合計 | 1,001,905,790 | 680,516,888 |
| 負債純資産合計 | 1,978,043,898 | 1,230,087,196 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第3期 自平成19年7月18日 至平成20年7月15日 | 第4期 自平成20年7月16日 至平成21年7月15日 |
|-------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 20,086,350 | 13,907,250 |
| 受取利息 | 1,110,368 | 345,786 |
| 有価証券売買等損益 | 39,365,292 | 10,968,727 |
| その他収益 | 5,643,327 | 1,801,410 |
| 営業収益合計 | 12,525,247 | 27,023,173 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,428,235 | 829,830 |
| 委託者報酬 | 12,853,964 | 7,468,413 |
| その他費用 | 25,315,313 | 15,011,082 |
| 営業費用合計 | 39,597,512 | 23,309,325 |
| 営業利益 | 52,122,759 | 3,713,848 |
| 経常利益 | 52,122,759 | 3,713,848 |
| 当期純利益 | 52,122,759 | 3,713,848 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 27,063,681 | 8,039,204 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 27,369,495 | 9,567,965 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | 3,541,776 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | 3,541,776 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 11,878,382 | 169,691 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 11,529,632 | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 348,750 | 169,691 |
| 分配金 | - | 4,758,024 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 9,567,965 | 799,148 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 第3期 自 平成19年 7月18日 至 平成20年 7月15日 | | 第4期 自 平成20年 7月16日 至 平成21年 7月15日 | |
|----------------------------|---|--|---------------------------------------|----------|
| | 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引所の発表する基準値段に基づいて評価しております。 | | 株式 同左 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 | | 受取配当金 同左 | |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間に関する事項 前計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成19年7月18日から平成20年7月15日までとなっております。 | | | |

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 第3期 [平成20年 7月15日現在] | | 第4期 [平成21年 7月15日現在] | |
|---------------------|---|--|------------------------|--|
| | 1. 差入保証金代用有価証券 | 信用取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。 株式 331,935,300円 | | 信用取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。 株式 251,422,700円 |
| 2. 期首元本額 | 1,768,717,351円 | | 1,011,473,755円 | |
| 期中追加設定元本額 | 26,297,877円 | | 8,782,153円 | |
| 期中一部解約元本額 | 783,541,473円 | | 340,538,168円 | |
| 3. 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,567,965円であります。 | | | |
| 4. 計算期間末日における受益権の総数 | 1,011,473,755口 | | 679,717,740口 | |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 第3期 自 平成19年 7月18日 至 平成20年 7月15日 | | 第4期 自 平成20年 7月16日 至 平成21年 7月15日 | |
|-------------|--|----------------------|---|--|
| | 1. その他収益 | 主に、信用取引に係る受入日歩であります。 | | |
| 2. その他費用 | 主に、信用取引に係る支払配当金であります。 | | 主に、信用取引に係る支払配当金であります。 | |
| 3. 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(6,407,883円)及び分配準備積立金(24,218,631円)より分配対象収益は30,626,514円(1万口当たり302.78円)ですが、分配は行っておりません。 | | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,243,133円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(4,524,070円)及び分配準備積立金(16,383,697円)より分配対象収益は26,150,900円(1万口当たり384.71円)であり、うち4,758,024円(1万口当たり70円)を分配しております。 | |

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | 第3期 [平成20年 7月15日現在] | | 第4期 [平成21年 7月15日現在] | |
|-------|------------------------|--------------------------|------------------------|--------------------------|
| | 貸借対照表計上額 (円) | 当計算期間の損益に含 まれた評価差額(円) | 貸借対照表計上額 (円) | 当計算期間の損益に含 まれた評価差額(円) |
| 株 式 | 773,175,200 | 103,798,364 | 537,871,200 | 16,043,239 |
| 資産合計 | 773,175,200 | 103,798,364 | 537,871,200 | 16,043,239 |
| 信用売証券 | (貸方) 776,180,300 | 58,848,608 | (貸方) 540,362,500 | 8,291,258 |
| 負債合計 | 776,180,300 | 58,848,608 | 540,362,500 | 8,291,258 |

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

| 区 分 | 第3期 自平成19年 7月18日 至平成20年 7月15日 | 第4期 自平成20年 7月16日 至平成21年 7月15日 |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

取引の時価等に関する事項

| 種 類 | 第3期 [平成20年 7月15日現在] | 第4期 [平成21年 7月15日現在] |
|-----|------------------------|------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| | 第3期 自平成19年 7月18日 至平成20年 7月15日 | 第4期 自平成20年 7月16日 至平成21年 7月15日 |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | 該当事項はありません。 | 同左 |

（1口当たり情報）

| | 第3期 [平成20年 7月15日現在] | 第4期 [平成21年 7月15日現在] |
|---------------------------|------------------------|------------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.9905円 (9,905円) | 1.0012円 (10,012円) |

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

| 銘 柄 | 株式数 | 評 価 額 | | 備考 |
|---------|--------|-------|------------|-----|
| | | 単価(円) | 金額(円) | |
| 新日本建設 | 5,500 | 147 | 808,500 | (注) |
| 前田道路 | 1,000 | 857 | 857,000 | |
| 日本道路 | 14,000 | 244 | 3,416,000 | (注) |
| 五洋建設 | 14,000 | 116 | 1,624,000 | (注) |
| 大和ハウス工業 | 5,000 | 913 | 4,565,000 | (注) |
| 積水ハウス | 12,000 | 836 | 10,032,000 | (注) |

| | | | | |
|----------------|--------|---------|-----------|-----|
| きんでん | 2,000 | 749 | 1,498,000 | (注) |
| 九電工 | 3,000 | 594 | 1,782,000 | (注) |
| 日清製粉グループ本社 | 1,000 | 1,079 | 1,079,000 | (注) |
| 日本ハム | 4,000 | 1,093 | 4,372,000 | (注) |
| アサヒビール | 1,500 | 1,429 | 2,143,500 | (注) |
| メルシャン | 6,000 | 201 | 1,206,000 | |
| キュービー | 3,100 | 986 | 3,056,600 | (注) |
| ハウス食品 | 3,600 | 1,338 | 4,816,800 | (注) |
| 日本たばこ産業 | 17 | 271,700 | 4,618,900 | (注) |
| わらべや日洋 | 3,100 | 1,137 | 3,524,700 | |
| グンゼ | 2,000 | 415 | 830,000 | |
| アツギ | 29,000 | 127 | 3,683,000 | |
| オンワードホールディングス | 8,000 | 632 | 5,056,000 | (注) |
| 東京スタイル | 1,000 | 717 | 717,000 | |
| 王子製紙 | 5,000 | 386 | 1,930,000 | |
| 北越製紙 | 2,000 | 444 | 888,000 | |
| 中越パルプ工業 | 16,000 | 220 | 3,520,000 | |
| 大王製紙 | 4,000 | 766 | 3,064,000 | |
| 旭化成 | 20,000 | 461 | 9,220,000 | (注) |
| 昭和電工 | 11,000 | 159 | 1,749,000 | |
| 日本曹達 | 6,000 | 413 | 2,478,000 | |
| 東ソー | 7,000 | 256 | 1,792,000 | |
| トクヤマ | 2,000 | 652 | 1,304,000 | (注) |
| セントラル硝子 | 5,000 | 346 | 1,730,000 | (注) |
| 東亜合成 | 16,000 | 251 | 4,016,000 | (注) |
| 電気化学工業 | 9,000 | 262 | 2,358,000 | (注) |
| 信越化学工業 | 1,100 | 4,500 | 4,950,000 | (注) |
| 日本触媒 | 3,000 | 712 | 2,136,000 | (注) |
| 三菱瓦斯化学 | 8,000 | 475 | 3,800,000 | |
| 東京応化工業 | 1,000 | 1,861 | 1,861,000 | (注) |
| 三菱ケミカルホールディングス | 22,000 | 387 | 8,514,000 | (注) |
| 住友ベークライト | 2,000 | 447 | 894,000 | |
| 日本ゼオン | 7,000 | 360 | 2,520,000 | |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|----------------|--------|-------|-----------|-----|
| | | 単価(円) | 金額(円) | |
| 旭有機材工業 | 19,000 | 242 | 4,598,000 | |
| 富士フイルムホールディングス | 2,500 | 2,925 | 7,312,500 | (注) |
| 協和発酵キリン | 2,000 | 1,007 | 2,014,000 | |
| 武田薬品工業 | 2,100 | 3,570 | 7,497,000 | (注) |
| アステラス製薬 | 1,700 | 3,260 | 5,542,000 | (注) |
| 大日本住友製薬 | 3,900 | 843 | 3,287,700 | |
| 田辺三菱製薬 | 1,000 | 1,122 | 1,122,000 | |
| 鳥居薬品 | 1,200 | 1,697 | 2,036,400 | |
| 新日本石油 | 11,000 | 495 | 5,445,000 | (注) |
| 新日鉱ホールディングス | 5,000 | 443 | 2,215,000 | (注) |
| 出光興産 | 400 | 7,450 | 2,980,000 | |
| ブリヂストン | 1,800 | 1,477 | 2,658,600 | (注) |
| 住友大阪セメント | 28,000 | 185 | 5,180,000 | (注) |
| 品川白煉瓦 | 8,000 | 233 | 1,864,000 | (注) |
| 合同製鐵 | 10,000 | 256 | 2,560,000 | (注) |

| | | | | |
|-------------|--------|-------|-----------|-----|
| 東京製鐵 | 5,500 | 1,021 | 5,615,500 | (注) |
| 淀川製鋼所 | 7,000 | 425 | 2,975,000 | (注) |
| 東洋鋼鈑 | 5,000 | 363 | 1,815,000 | |
| 丸一鋼管 | 700 | 1,711 | 1,197,700 | (注) |
| 山陽特殊製鋼 | 3,000 | 325 | 975,000 | |
| 住友電気工業 | 6,400 | 987 | 6,316,800 | (注) |
| SUMCO | 1,000 | 1,455 | 1,455,000 | (注) |
| 東洋製罐 | 2,400 | 1,880 | 4,512,000 | |
| 住生活グループ | 1,300 | 1,313 | 1,706,900 | (注) |
| オークマ | 4,000 | 392 | 1,568,000 | (注) |
| アマダ | 10,000 | 535 | 5,350,000 | (注) |
| アイダエンジニアリング | 19,100 | 277 | 5,290,700 | (注) |
| 島精機製作所 | 1,500 | 2,240 | 3,360,000 | (注) |
| 住友重機械工業 | 4,000 | 372 | 1,488,000 | |
| 日立建機 | 2,000 | 1,453 | 2,906,000 | (注) |
| 新東工業 | 1,600 | 615 | 984,000 | |
| 小森コーポレーション | 1,700 | 999 | 1,698,300 | (注) |
| 荏原製作所 | 6,000 | 291 | 1,746,000 | (注) |
| 加藤製作所 | 8,000 | 220 | 1,760,000 | |
| タダノ | 4,000 | 407 | 1,628,000 | (注) |
| SANKYO | 900 | 4,930 | 4,437,000 | (注) |
| グローリー | 1,800 | 1,804 | 3,247,200 | (注) |
| 大和冷機工業 | 3,000 | 415 | 1,245,000 | (注) |
| NTN | 5,000 | 329 | 1,645,000 | (注) |
| 日立工機 | 2,300 | 778 | 1,789,400 | |
| 日立造船 | 10,500 | 113 | 1,186,500 | (注) |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|-------------|--------|-------|------------|-----|
| | | 単価(円) | 金額(円) | |
| 三菱重工業 | 20,000 | 353 | 7,060,000 | |
| IHI | 7,000 | 148 | 1,036,000 | |
| ブラザー工業 | 1,100 | 800 | 880,000 | |
| オムロン | 1,200 | 1,239 | 1,486,800 | |
| 日本電気 | 10,000 | 313 | 3,130,000 | |
| 富士通 | 6,000 | 486 | 2,916,000 | |
| パナソニック | 800 | 1,202 | 961,600 | |
| シャープ | 5,000 | 892 | 4,460,000 | |
| ソニー | 3,700 | 2,305 | 8,528,500 | (注) |
| TDK | 1,300 | 4,130 | 5,369,000 | (注) |
| アイコム | 1,900 | 1,962 | 3,727,800 | (注) |
| エスベック | 1,500 | 605 | 907,500 | (注) |
| 日本デジタル研究所 | 2,000 | 1,160 | 2,320,000 | (注) |
| 京セラ | 1,500 | 6,780 | 10,170,000 | (注) |
| 村田製作所 | 1,600 | 4,060 | 6,496,000 | (注) |
| 双葉電子工業 | 1,500 | 1,609 | 2,413,500 | (注) |
| リコー | 8,000 | 1,118 | 8,944,000 | (注) |
| モリタホールディングス | 5,000 | 370 | 1,850,000 | |
| デンソー | 1,000 | 2,425 | 2,425,000 | |
| 日産自動車 | 5,500 | 535 | 2,942,500 | (注) |
| 愛知機械工業 | 5,000 | 272 | 1,360,000 | (注) |
| 本田技研工業 | 4,100 | 2,445 | 10,024,500 | (注) |

| | | | | |
|-----------------|--------|---------|------------|-----|
| ヤマハ発動機 | 6,600 | 969 | 6,395,400 | |
| シチズンホールディングス | 6,400 | 448 | 2,867,200 | (注) |
| バンダイナムコホールディングス | 3,500 | 1,020 | 3,570,000 | (注) |
| 凸版印刷 | 10,000 | 909 | 9,090,000 | |
| 大日本印刷 | 8,000 | 1,218 | 9,744,000 | (注) |
| ツツミ | 900 | 1,854 | 1,668,600 | |
| 任天堂 | 100 | 25,780 | 2,578,000 | |
| コクヨ | 3,100 | 795 | 2,464,500 | (注) |
| 中部電力 | 5,400 | 2,245 | 12,123,000 | (注) |
| 関西電力 | 4,100 | 2,145 | 8,794,500 | |
| 東北電力 | 5,900 | 1,960 | 11,564,000 | (注) |
| 九州電力 | 2,000 | 2,030 | 4,060,000 | (注) |
| 沖縄電力 | 600 | 5,290 | 3,174,000 | (注) |
| 西日本旅客鉄道 | 51 | 306,000 | 15,606,000 | (注) |
| 阪急阪神ホールディングス | 6,000 | 423 | 2,538,000 | |
| 日本通運 | 4,000 | 389 | 1,556,000 | (注) |
| 日本郵船 | 11,000 | 398 | 4,378,000 | |
| 商船三井 | 14,000 | 574 | 8,036,000 | (注) |
| 川崎汽船 | 13,000 | 348 | 4,524,000 | |

| 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|------------------|---------|---------|-------------|-----|
| | | 単価(円) | 金額(円) | |
| 三菱倉庫 | 1,000 | 1,028 | 1,028,000 | |
| 上組 | 4,000 | 728 | 2,912,000 | (注) |
| ITホールディングス | 700 | 1,741 | 1,218,700 | (注) |
| フジ・メディア・ホールディングス | 26 | 134,600 | 3,499,600 | |
| 日本テレビ放送網 | 320 | 10,430 | 3,337,600 | (注) |
| テレビ朝日 | 14 | 137,400 | 1,923,600 | (注) |
| KDDI | 20 | 504,000 | 10,080,000 | (注) |
| アイネス | 4,000 | 613 | 2,452,000 | |
| 長瀬産業 | 2,000 | 914 | 1,828,000 | |
| 日本紙パルプ商事 | 11,000 | 306 | 3,366,000 | (注) |
| 住友商事 | 13,900 | 878 | 12,204,200 | |
| 三菱商事 | 3,200 | 1,620 | 5,184,000 | (注) |
| 阪和興業 | 4,000 | 343 | 1,372,000 | (注) |
| 三愛石油 | 4,000 | 434 | 1,736,000 | |
| 東邦ホールディングス | 2,000 | 1,026 | 2,052,000 | (注) |
| サンゲツ | 1,900 | 1,972 | 3,746,800 | (注) |
| リョーサン | 600 | 2,250 | 1,350,000 | |
| セブン&アイ・ホールディングス | 5,200 | 2,150 | 11,180,000 | (注) |
| 島忠 | 700 | 1,912 | 1,338,400 | (注) |
| オークワ | 3,000 | 1,099 | 3,297,000 | (注) |
| 青山商事 | 500 | 1,536 | 768,000 | (注) |
| ユニー | 1,600 | 725 | 1,160,000 | (注) |
| ヤマダ電機 | 630 | 5,580 | 3,515,400 | |
| 三井不動産 | 2,000 | 1,508 | 3,016,000 | (注) |
| 東京建物 | 4,000 | 413 | 1,652,000 | (注) |
| 東急不動産 | 5,000 | 356 | 1,780,000 | |
| ダスキン | 1,600 | 1,618 | 2,588,800 | (注) |
| ワタベウェディング | 1,000 | 1,525 | 1,525,000 | |
| 合計 | 758,478 | | 537,871,200 | |

（注）上記のうち、以下の株式を信用取引に係る差入保証金代用有価証券として担保に差入れております。

| | |
|------------|---------|
| 新日本建設 | 4,100株 |
| 日本道路 | 10,000株 |
| 五洋建設 | 10,500株 |
| 大和ハウス工業 | 3,000株 |
| 積水ハウス | 9,000株 |
| きんでん | 1,000株 |
| 九電工 | 2,000株 |
| 日清製粉グループ本社 | 500株 |
| 日本ハム | 3,000株 |
| アサヒビール | 1,100株 |
| キューピー | 1,500株 |
| ハウス食品 | 1,400株 |

| | |
|----------------|---------|
| 日本たばこ産業 | 13株 |
| オンワードホールディングス | 6,000株 |
| 旭化成 | 15,000株 |
| トクヤマ | 1,000株 |
| セントラル硝子 | 4,000株 |
| 東亜合成 | 16,000株 |
| 電気化学工業 | 8,000株 |
| 信越化学工業 | 300株 |
| 日本触媒 | 2,000株 |
| 東京応化工業 | 600株 |
| 三菱ケミカルホールディングス | 15,000株 |
| 富士フイルムホールディングス | 2,100株 |
| 武田薬品工業 | 1,500株 |
| アステラス製薬 | 1,400株 |
| 新日本石油 | 8,000株 |
| 新日鉱ホールディングス | 3,500株 |
| ブリヂストン | 1,300株 |
| 住友大阪セメント | 21,000株 |
| 品川白煉瓦 | 6,000株 |
| 合同製鐵 | 3,000株 |
| 東京製鐵 | 2,900株 |
| 淀川製鋼所 | 5,000株 |
| 丸一鋼管 | 500株 |
| 住友電気工業 | 4,800株 |
| SUMCO | 700株 |
| 住生活グループ | 900株 |
| オークマ | 3,000株 |
| アマダ | 7,000株 |
| アイダエンジニアリング | 12,000株 |
| 島精機製作所 | 300株 |
| 日立建機 | 400株 |
| 小森コーポレーション | 1,400株 |
| 荏原製作所 | 4,000株 |
| タダノ | 3,000株 |
| SANKYO | 200株 |
| グローリー | 1,300株 |
| 大和冷機工業 | 2,000株 |
| NTN | 3,000株 |
| 日立造船 | 7,500株 |

| | |
|-----------|--------|
| ソニー | 2,400株 |
| TDK | 900株 |
| アイコム | 1,400株 |
| エスペック | 1,100株 |
| 日本デジタル研究所 | 1,500株 |
| 京セラ | 900株 |

| | |
|-----------------|--------|
| 村田製作所 | 1,500株 |
| 双葉電子工業 | 1,100株 |
| リコー | 2,000株 |
| 日産自動車 | 4,500株 |
| 愛知機械工業 | 3,000株 |
| 本田技研工業 | 1,600株 |
| シチズンホールディングス | 3,400株 |
| バンダイナムコホールディングス | 2,600株 |
| 大日本印刷 | 6,000株 |
| コクヨ | 2,300株 |
| 中部電力 | 3,800株 |
| 東北電力 | 4,400株 |
| 九州電力 | 1,500株 |
| 沖縄電力 | 600株 |
| 西日本旅客鉄道 | 45株 |
| 日本通運 | 2,000株 |
| 商船三井 | 6,000株 |
| 上組 | 3,000株 |
| ITホールディングス | 500株 |
| 日本テレビ放送網 | 240株 |
| テレビ朝日 | 10株 |
| KDDI | 18株 |
| 日本紙パルプ商事 | 8,000株 |
| 三菱商事 | 1,800株 |
| 阪和興業 | 2,000株 |
| 東邦ホールディングス | 1,500株 |
| サンゲツ | 900株 |
| セブン&アイ・ホールディングス | 2,400株 |
| 島忠 | 500株 |
| オークワ | 2,000株 |
| 青山商事 | 300株 |
| ユニー | 1,200株 |
| 三井不動産 | 1,000株 |
| 東京建物 | 3,000株 |
| ダスキン | 1,400株 |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

| 銘柄 | 信用取引 | | 備考 |
|----------|-------|-----------|----|
| | 売建株数 | 評価額(円) | |
| 日本水産 | 5,100 | 1,275,000 | |
| 国際石油開発帝石 | 3 | 2,094,000 | |
| 三井ホーム | 2,000 | 1,084,000 | |

| 銘柄 | 信用取引 | | 備考 |
|---------------|--------|------------|----|
| | 売建株数 | 評価額（円） | |
| 住友電設 | 4,300 | 1,922,100 | |
| 中外炉工業 | 3,000 | 780,000 | |
| ヤクルト本社 | 1,200 | 2,102,400 | |
| サッポロホールディングス | 4,000 | 2,136,000 | |
| キリンホールディングス | 6,000 | 8,316,000 | |
| 宝ホールディングス | 1,000 | 565,000 | |
| 帝人 | 5,000 | 1,345,000 | |
| 東レ | 23,000 | 10,212,000 | |
| クラレ | 1,000 | 1,015,000 | |
| 住友化学 | 8,000 | 3,416,000 | |
| 日産化学工業 | 2,000 | 2,144,000 | |
| 大陽日酸 | 3,000 | 2,718,000 | |
| 日本パーカライジング | 1,000 | 968,000 | |
| 戸田工業 | 3,000 | 1,065,000 | |
| J S R | 2,100 | 3,502,800 | |
| 宇部興産 | 3,000 | 795,000 | |
| 花王 | 5,000 | 10,300,000 | |
| 関西ペイント | 2,000 | 1,334,000 | |
| D I C | 39,000 | 5,148,000 | |
| 資生堂 | 4,000 | 6,044,000 | |
| 高砂香料工業 | 6,000 | 3,102,000 | |
| 小林製薬 | 900 | 3,177,000 | |
| メック | 3,500 | 1,953,000 | |
| 日本農薬 | 2,000 | 1,612,000 | |
| 日東電工 | 1,800 | 4,878,000 | |
| ユニ・チャーム | 700 | 4,977,000 | |
| 中外製薬 | 2,300 | 4,073,300 | |
| エーザイ | 3,100 | 10,106,000 | |
| ロート製薬 | 3,000 | 3,084,000 | |
| 久光製薬 | 500 | 1,615,000 | |
| 扶桑薬品工業 | 14,000 | 4,144,000 | |
| ツムラ | 1,600 | 4,640,000 | |
| 第一三共 | 6,200 | 10,323,000 | |
| 東燃ゼネラル石油 | 3,000 | 2,682,000 | |
| 旭硝子 | 9,000 | 6,552,000 | |
| ノリタケカンパニーリミテド | 20,000 | 6,360,000 | |
| 日本碍子 | 2,000 | 3,798,000 | |
| 日本特殊陶業 | 1,000 | 906,000 | |
| フジミインコーポレーテッド | 1,000 | 1,572,000 | |
| ニチアス | 6,000 | 1,740,000 | |
| 新日本製鐵 | 17,000 | 5,542,000 | |

| 銘柄 | 信用取引 | | 備考 |
|--------------------|--------|-----------|----|
| | 売建株数 | 評価額（円） | |
| 住友金属工業 | 22,000 | 4,972,000 | |
| 神戸製鋼所 | 36,000 | 5,760,000 | |
| ジェイ エフ イー ホールディングス | 2,300 | 6,762,000 | |

| | | | |
|------------|--------|-----------|--|
| 愛知製鋼 | 3,000 | 957,000 | |
| 三井金属鉱業 | 6,000 | 1,374,000 | |
| 古河機械金属 | 13,000 | 1,404,000 | |
| 古河電気工業 | 8,000 | 3,344,000 | |
| 日立電線 | 5,000 | 1,415,000 | |
| リンナイ | 500 | 1,905,000 | |
| 日本発條 | 2,000 | 1,212,000 | |
| 三益半導体工業 | 1,300 | 1,427,400 | |
| 日本製鋼所 | 3,000 | 3,312,000 | |
| オーエスジー | 2,700 | 2,019,600 | |
| 旭ダイヤモンド工業 | 4,000 | 2,264,000 | |
| S M C | 700 | 6,622,000 | |
| 小松製作所 | 4,000 | 5,524,000 | |
| クボタ | 10,000 | 7,350,000 | |
| ダイキン工業 | 1,800 | 5,418,000 | |
| 栗田工業 | 800 | 2,340,000 | |
| シーケーディ | 2,900 | 1,218,000 | |
| 不二越 | 8,000 | 1,320,000 | |
| 日立製作所 | 19,000 | 5,282,000 | |
| 東芝 | 26,000 | 8,788,000 | |
| 三菱電機 | 14,000 | 7,938,000 | |
| 安川電機 | 5,000 | 3,095,000 | |
| 明電舎 | 4,000 | 1,848,000 | |
| 日本電産 | 1,100 | 6,732,000 | |
| アンリツ | 3,000 | 1,173,000 | |
| 三洋電機 | 9,000 | 1,863,000 | |
| フォスター電機 | 600 | 717,000 | |
| アドバンテスト | 2,100 | 3,656,100 | |
| キーエンス | 300 | 5,304,000 | |
| シスメックス | 400 | 1,368,000 | |
| メガチップス | 700 | 1,543,500 | |
| コーセル | 2,900 | 3,045,000 | |
| スタンレー電気 | 1,500 | 2,764,500 | |
| ファナック | 900 | 6,516,000 | |
| ローム | 400 | 2,600,000 | |
| 小糸製作所 | 1,000 | 1,164,000 | |
| 大日本スクリーン製造 | 4,000 | 1,028,000 | |
| キヤノン | 1,700 | 5,151,000 | |

| 銘柄 | 信用取引 | | 備考 |
|-----------|-------|-----------|----|
| | 売建株数 | 評価額（円） | |
| 日本電産サンキョー | 4,000 | 2,024,000 | |
| 東京エレクトロン | 600 | 2,568,000 | |
| トヨタ紡織 | 2,600 | 4,214,600 | |
| トヨタ自動車 | 1,300 | 4,511,000 | |
| アイシン精機 | 300 | 615,000 | |
| ダイハツ工業 | 1,000 | 991,000 | |
| スズキ | 3,000 | 6,285,000 | |
| 豊田合成 | 1,300 | 3,425,500 | |
| エフ・シー・シー | 1,100 | 1,360,700 | |
| シマノ | 400 | 1,400,000 | |

| | | | |
|-----------------|--------|------------|--|
| テルモ | 600 | 2,556,000 | |
| ニコン | 4,000 | 6,132,000 | |
| オリンパス | 1,000 | 2,070,000 | |
| HOYA | 3,000 | 5,832,000 | |
| ニプロ | 900 | 1,818,000 | |
| フランスベッドホールディングス | 5,000 | 695,000 | |
| フジシールインターナショナル | 600 | 982,800 | |
| アシックス | 1,000 | 840,000 | |
| 河合楽器製作所 | 15,000 | 1,815,000 | |
| 東京電力 | 5,600 | 13,524,000 | |
| 四国電力 | 2,200 | 6,303,000 | |
| 東京瓦斯 | 25,000 | 8,550,000 | |
| 西部瓦斯 | 22,000 | 5,434,000 | |
| 東武鉄道 | 15,000 | 8,325,000 | |
| 相模鉄道 | 20,000 | 7,740,000 | |
| 小田急電鉄 | 14,000 | 11,130,000 | |
| 京王電鉄 | 1,000 | 548,000 | |
| 東海旅客鉄道 | 7 | 3,990,000 | |
| 近畿日本鉄道 | 35,000 | 15,015,000 | |
| 京阪電気鉄道 | 13,000 | 5,213,000 | |
| 山九 | 3,000 | 999,000 | |
| 近鉄エクスプレス | 900 | 1,876,500 | |
| 野村総合研究所 | 1,800 | 3,762,000 | |
| トレンドマイクロ | 500 | 1,550,000 | |
| 大塚商会 | 300 | 1,362,000 | |
| ネットワンシステムズ | 13 | 2,038,400 | |
| エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 86 | 11,721,800 | |
| 東宝 | 1,600 | 2,460,800 | |
| エヌ・ティ・ティ・データ | 11 | 3,214,200 | |
| コナミ | 500 | 849,500 | |
| ソフトバンク | 3,700 | 6,167,900 | |

| 銘柄 | 信用取引 | | 備考 |
|---------------------|--------|-----------|----|
| | 売建株数 | 評価額(円) | |
| メディセオ・パルタックホールディングス | 600 | 699,000 | |
| 伊藤忠商事 | 2,000 | 1,212,000 | |
| 丸紅 | 10,000 | 3,920,000 | |
| 三井物産 | 3,500 | 3,668,000 | |
| ユアサ商事 | 39,000 | 3,939,000 | |
| 神鋼商事 | 17,000 | 2,533,000 | |
| シナネン | 9,000 | 4,257,000 | |
| ミスミグループ本社 | 2,400 | 3,295,200 | |
| ローソン | 400 | 1,564,000 | |
| エービーシー・マート | 1,200 | 2,988,000 | |
| ドン・キホーテ | 500 | 945,000 | |
| スギホールディングス | 900 | 1,693,800 | |
| しまむら | 100 | 777,000 | |
| イオン | 2,500 | 2,077,500 | |
| ニトリ | 400 | 2,688,000 | |
| サンドラッグ | 1,200 | 2,281,200 | |
| 三菱地所 | 5,000 | 7,025,000 | |

| | | | |
|--------------|---------|-------------|--|
| 住友不動産 | 2,000 | 3,102,000 | |
| 電通 | 800 | 1,474,400 | |
| リゾートトラスト | 2,600 | 2,782,000 | |
| セコム | 2,200 | 8,624,000 | |
| メイテック | 2,000 | 3,088,000 | |
| ベネッセコーポレーション | 1,000 | 4,190,000 | |
| ダイセキ | 1,600 | 3,016,000 | |
| 合 計 | 786,720 | 540,362,500 | |

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成21年8月31日現在)

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 1,264,765,737 円 |
| 負債総額 | 590,589,770 円 |
| 純資産総額(-) | 674,175,967 円 |
| 発行済口数 | 677,498,276 口 |
| 1万口当たり純資産額(/) | 9,951 円 |

第5 【設定及び解約の実績】

| 計算期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|----------------|----------------|
| 第1期計算期間 | 2,160,553,800口 | 139,052,286口 |
| 第2期計算期間 | 911,763,030口 | 1,164,547,193口 |
| 第3期計算期間 | 26,297,877口 | 783,541,473口 |
| 第4期計算期間 | 8,782,153口 | 340,538,168口 |

（注）第1期計算期間の設定口数には、当初の自己設定口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額

| | |
|-------------|------------|
| 現在の資本金の額 | 45億2,430万円 |
| 会社が発行する株式総数 | 3,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 1,823,250株 |

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b . 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

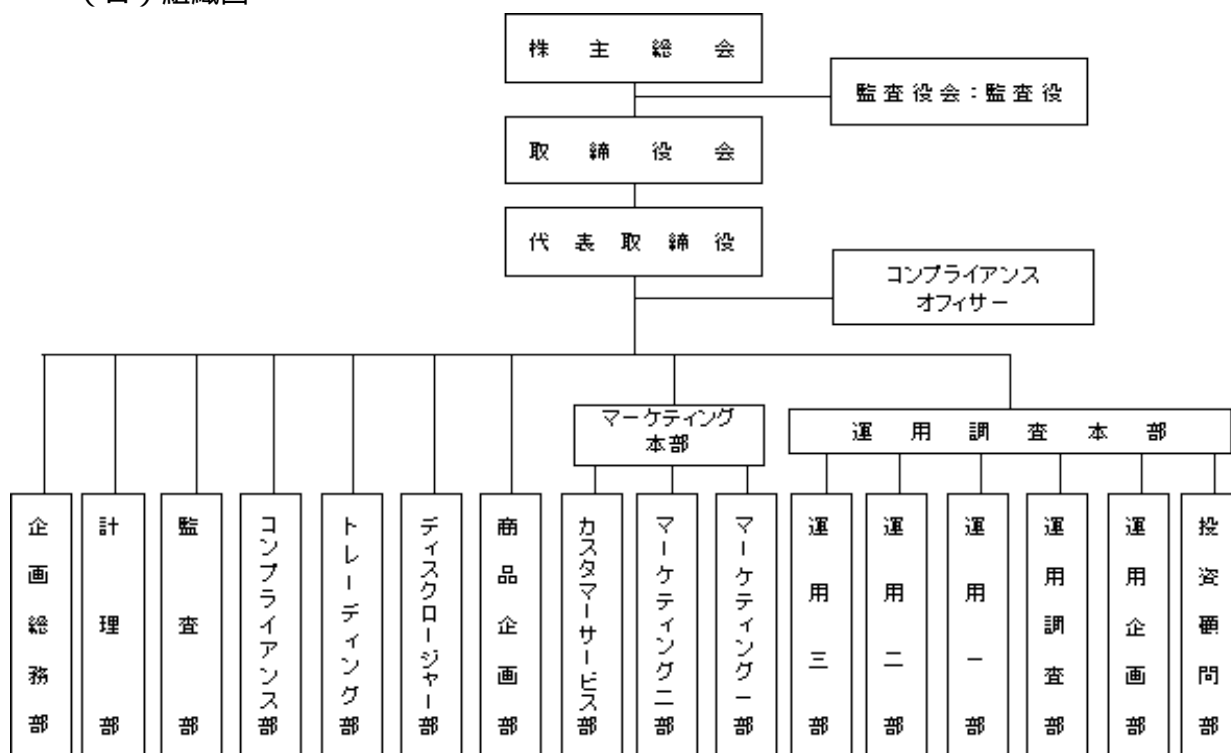
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

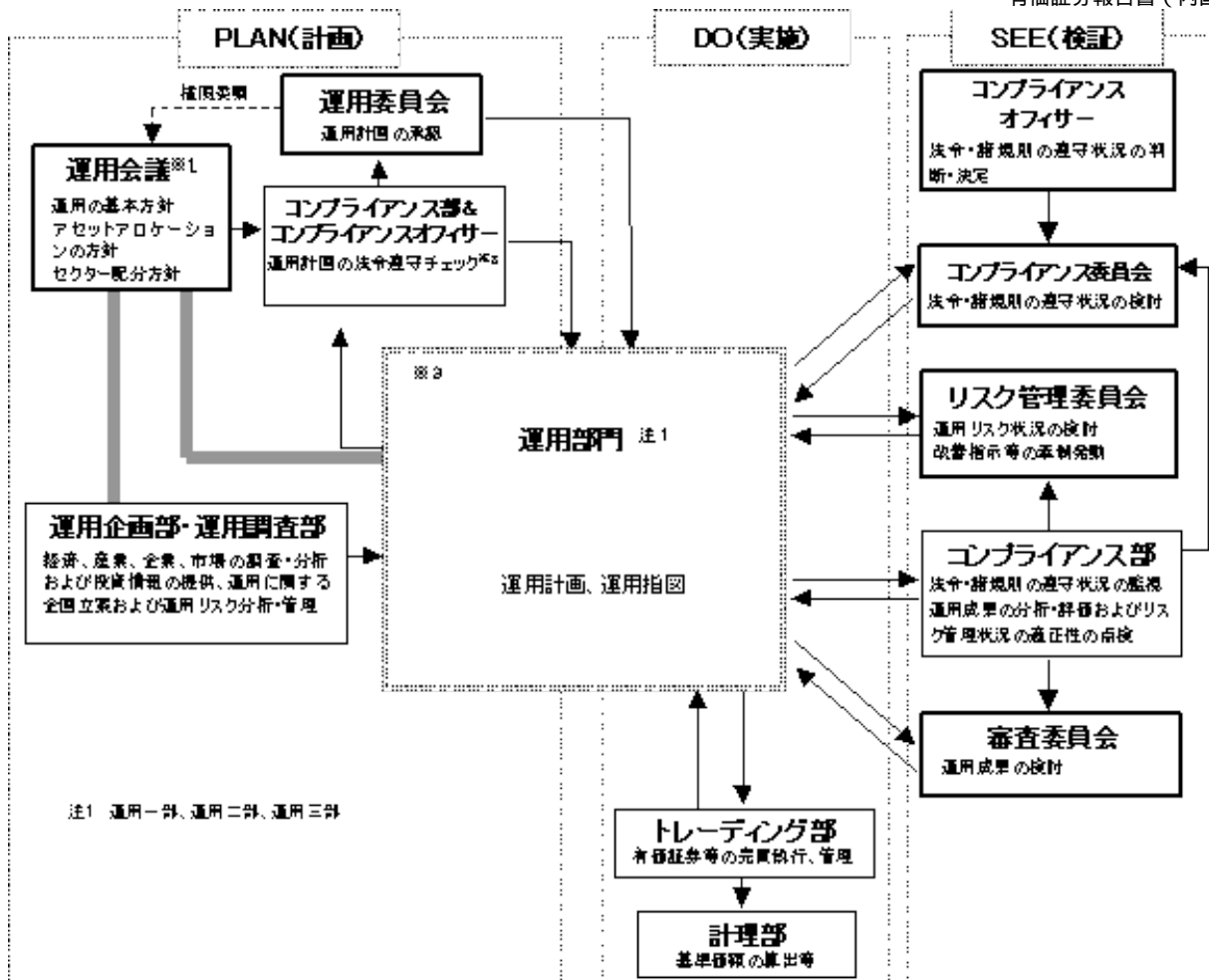
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部・運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年8月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成21年8月31日現在）

| 種類 | ファンド本数 | 純資産額（百万円） |
|-------------|--------|-----------|
| 総合計 | 154 | 1,528,825 |
| 株式投資信託（合計） | 125 | 1,105,624 |
| 単位型 | 2 | 9,137 |
| 追加型 | 123 | 1,096,486 |
| 公社債投資信託（合計） | 29 | 423,201 |
| 単位型 | 2 | 1,154 |
| 追加型 | 27 | 422,047 |

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人保森会計事務所の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1)【貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 第48期 (平成20年3月31日) | | 第49期 (平成21年3月31日) | |
|----------|----------|----------------------|------------|----------------------|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金及び預金 | | 4,433,825 | | 4,283,840 | |
| 有価証券 | | 10,923,754 | | 9,625,456 | |
| 貯蔵品 | | - | | 7,563 | |
| 前払金 | | 24,501 | | 29,862 | |
| 前払費用 | | 14,672 | | 16,515 | |
| 未収入金 | | 537 | | 574,913 | |
| 未収委託者報酬 | | 1,939,794 | | 1,009,712 | |
| 未収収益 | | 35,695 | | 6,983 | |
| 繰延税金資産 | | 207,652 | | 35,449 | |
| その他 | | 5,559 | | 207 | |
| 流動資産計 | | 17,585,993 | 67.6 | 15,590,505 | 69.0 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | 62,235 | 0.3 | 149,359 | 0.7 |
| 建物 | 2 | 26,479 | | 37,992 | |
| 器具・備品 | 2 | 35,756 | | 40,940 | |
| リース資産 | 2 | - | | 70,426 | |
| 無形固定資産 | | 163,335 | 0.6 | 121,322 | 0.5 |
| 電話加入権 | | 91 | | 91 | |
| ソフトウェア | 3 | 163,244 | | 121,230 | |
| 投資その他の資産 | | 8,201,355 | 31.5 | 6,723,288 | 29.8 |
| 投資有価証券 | | 7,089,236 | | 5,721,741 | |
| 関係会社株式 | | 77,100 | | 77,100 | |
| 長期貸付金 | | 1,465 | | 767 | |
| 長期前払費用 | | 303 | | 1,816 | |
| 長期未収入金 | | 26,400 | | 19,200 | |
| 長期差入保証金 | | 123,399 | | 111,056 | |
| 長期繰延税金資産 | | - | | 278,400 | |

| | | | | | |
|--------|--|---------|------------|---------|------------|
| 前払年金費用 | | 355,950 | | 485,705 | |
| 長期性預金 | | 500,000 | | - | |
| その他 | | 27,500 | | 27,500 | |
| 固定資産計 | | | 8,426,926 | | 6,993,969 |
| 資産合計 | | | 26,012,920 | 100.0 | 22,584,475 |
| | | | | | 31.0 |
| | | | | | 100.0 |

| 区分 | 注記 番号 | 第48期 (平成20年3月31日) | | 第49期 (平成21年3月31日) | |
|--------------|----------|----------------------|------------|----------------------|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 12,823 | | 13,096 |
| リース債務 | | | - | | 31,681 |
| 未払金 | | | 1,341,353 | | 712,738 |
| 未払収益分配金 | | 1,258 | | 1,398 | |
| 未払償還金 | | 127,719 | | 97,416 | |
| 未払手数料 | 1 | 1,039,572 | | 543,310 | |
| その他未払金 | | 172,802 | | 70,614 | |
| 未払費用 | 1 | | 110,089 | | 66,054 |
| 未払法人税等 | | | 691,961 | | 1,900 |
| 賞与引当金 | | | 245,300 | | 112,600 |
| 役員賞与引当金 | | | 32,000 | | 9,000 |
| その他流動負債 | | | 23,997 | | - |
| 流動負債計 | | | 2,457,524 | 9.4 | 947,072 |
| 固定負債 | | | | | |
| 長期リース債務 | | | - | | 39,847 |
| 繰延税金負債 | | | 43,170 | | - |
| 退職給付引当金 | | | 185,524 | | 172,869 |
| 役員退職慰労引当金 | | | 57,166 | | 54,958 |
| 執行役員退職慰労引当金 | | | 76,500 | | 97,916 |
| 固定負債計 | | | 362,361 | 1.4 | 365,592 |
| 負債合計 | | | 2,819,886 | 10.8 | 1,312,664 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 4,524,300 | 17.4 | 4,524,300 |
| 資本剰余金 | | | 2,761,700 | 10.6 | 2,761,700 |
| 資本準備金 | | 2,761,700 | | 2,761,700 | |
| 利益剰余金 | | | 15,539,426 | 59.7 | 14,491,097 |
| 利益準備金 | | 360,493 | | 360,493 | |
| その他利益剰余金 | | 15,178,933 | | 14,130,604 | |
| 別途積立金 | | 12,118,000 | | 12,118,000 | |
| 繰越利益剰余金 | | 3,060,933 | | 2,012,604 | |
| 自己株式 | | | 4,616 | 0.0 | 4,616 |
| 株主資本合計 | | | 22,820,810 | 87.7 | 21,772,481 |
| 評価・換算差額等 | | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | 372,224 | | 500,670 |
| 評価・換算差額等合計 | | | 372,224 | 1.5 | 500,670 |
| 純資産合計 | | | 23,193,034 | 89.2 | 21,271,810 |
| 負債・純資産合計 | | | 26,012,920 | 100.0 | 22,584,475 |

(2) 【損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日) | | 第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日) | |
|-------------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(千円) | 百分比 (%) | 金額(千円) | 百分比 (%) |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | 14,374,812 | | 9,887,702 | |
| その他営業収益 | | 10,965 | | 9,363 | |
| 営業収益計 | | 14,385,778 | 100.0 | 9,897,065 | 100.0 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | 1 | 8,411,774 | | 5,837,722 | |
| 広告宣伝費 | | 311,260 | | 205,698 | |
| 公告費 | | 2,777 | | 2,786 | |
| 調査費 | | 674,282 | | 573,801 | |
| 調査費 | | 227,374 | | 255,008 | |
| 委託調査費 | | 439,682 | | 311,653 | |
| 図書費 | | 7,225 | | 7,139 | |
| 委託計算費 | | 271,821 | | 270,091 | |
| 営業雑経費 | | 231,636 | | 233,927 | |
| 通信費 | | 36,001 | | 37,754 | |
| 印刷費 | | 165,972 | | 167,544 | |
| 協会費 | | 8,068 | | 10,002 | |
| 諸会費 | | 3,042 | | 3,078 | |
| その他 | | 18,551 | | 15,547 | |
| 営業費用計 | | 9,903,552 | 68.9 | 7,124,027 | 72.0 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | 1,315,872 | | 1,290,562 | |
| 役員報酬 | 2 | 92,870 | | 91,015 | |
| 給料・手当 | | 1,011,601 | | 1,068,065 | |
| 賞与 | | 211,401 | | 131,482 | |
| 交際費 | | 22,313 | | 15,122 | |
| 寄付金 | | 6,887 | | 6,228 | |
| 旅費交通費 | | 80,261 | | 75,297 | |
| 租税公課 | | 100,161 | | 54,854 | |
| 不動産賃借料 | | 172,666 | | 193,402 | |
| 賞与引当金繰入 | | 245,300 | | 112,600 | |
| 役員賞与引当金繰入 | | 32,000 | | 9,000 | |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 30,200 | | 26,791 | |
| 退職給付費用 | | 89,752 | | 127,318 | |
| 減価償却費 | | 62,851 | | 102,328 | |
| 諸経費 | | 405,231 | | 379,150 | |
| 一般管理費計 | | 2,563,498 | 17.8 | 2,392,656 | 24.2 |
| 営業利益 | | 1,918,726 | 13.3 | 380,381 | 3.8 |

| 区分 | 注記 番号 | 第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日) | | 第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日) | |
|--------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(千円) | 百分比 (%) | 金額(千円) | 百分比 (%) |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取配当金 | | 152,404 | | 41,437 | |
| 有価証券利息 | | 89,726 | | 55,679 | |
| 受取利息 | | 28,590 | | 43,909 | |

| | | | | | | | |
|----------------|---|-----------|-----------|------|---------|---------|-----|
| 時効成立分配金・償還金 | | | 50,555 | | | 24,672 | |
| 雑益 | | | 6,789 | | | 3,178 | |
| 営業外収益計 | | | 328,066 | 2.3 | | 168,878 | 1.7 |
| 営業外費用 | | | | | | | |
| 支払利息 | | | - | | | 2,538 | |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | | | 20,051 | | | 29,547 | |
| 雑損 | | | 482 | | | 1,457 | |
| 営業外費用計 | | | 20,533 | 0.1 | | 33,543 | 0.3 |
| 経常利益 | | | 2,226,258 | 15.5 | | 515,715 | 5.2 |
| 特別利益 | | | | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | | 527,548 | | | 241,990 | |
| 貸倒引当金戻入益 | | | 208 | | | - | |
| 特別利益計 | | | 527,756 | 3.6 | | 241,990 | 2.4 |
| 特別損失 | | | | | | | |
| 固定資産除却損 | 3 | | 673 | | | 599 | |
| 投資有価証券売却損 | | | 1,639 | | | 3,180 | |
| 投資有価証券評価損 | | | - | | | 7,890 | |
| 電話加入権評価損 | | | 242 | | | - | |
| 特別損失計 | | | 2,555 | 0.0 | | 11,669 | 0.1 |
| 税引前当期純利益 | | | 2,751,460 | 19.1 | | 746,036 | 7.5 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4 | 1,073,360 | | | 22,672 | | |
| 法人税等調整額 | | 75,379 | 1,148,740 | 8.0 | 222,333 | 245,005 | 2.4 |
| 当期純利益 | | | 1,602,720 | 11.1 | | 501,030 | 5.1 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

| | 株主資本 | | | | | |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|------------|-------------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本 準備金 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | |
| | | | | 特別償却 準備金 | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 |
| 平成19年3月31日 残高（千円） | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 1,414 | 12,118,000 | 2,550,463 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 1,093,665 |
| 当期純利益 | | | | | | 1,602,720 |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | 1,414 | | 1,414 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額） | | | | | | |
| 事業年度中の変動額 合計（千円） | | | | 1,414 | | 510,469 |
| 平成20年3月31日 残高（千円） | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | - | 12,118,000 | 3,060,933 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---------------------------------|-------|------------|--------------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | |
| 平成19年3月31日 残高（千円） | 4,616 | 22,311,755 | 1,109,292 | 23,421,048 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | 1,093,665 | | 1,093,665 |
| 当期純利益 | | 1,602,720 | | 1,602,720 |
| 特別償却準備金の取崩 | | - | | - |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額） | | | 737,068 | 737,068 |
| 事業年度中の変動額 合計（千円） | | 509,054 | 737,068 | 228,013 |
| 平成20年3月31日 残高（千円） | 4,616 | 22,820,810 | 372,224 | 23,193,034 |

第49期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益剰余金 | | |
| | | 資本 準備金 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 |
| 平成20年3月31日 残高（千円） | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 12,118,000 | 3,060,933 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | 1,549,359 |
| 当期純利益 | | | | | 501,030 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額） | | | | | |
| 事業年度中の変動額 合計（千円） | | | | | 1,048,328 |
| 平成21年3月31日 残高（千円） | 4,524,300 | 2,761,700 | 360,493 | 12,118,000 | 2,012,604 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|----------------------|-------|------------|--------------|------------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | |
| 平成20年3月31日 残高（千円） | 4,616 | 22,820,810 | 372,224 | 23,193,034 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | 1,549,359 | | 1,549,359 |
| 当期純利益 | | 501,030 | | 501,030 |

| | | | | |
|---------------------------------|-------|------------|---------|------------|
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | | | 872,894 | 872,894 |
| 事業年度中の変動額 合計(千円) | | 1,048,328 | 872,894 | 1,921,223 |
| 平成21年3月31日 残高(千円) | 4,616 | 21,772,481 | 500,670 | 21,271,810 |

重要な会計方針

| 項目 | 第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|------------------------|---|--|
| 1. 有価証券の評価基準 及び評価方法 | <p>(1)満期保有目的債券 償却原価法(定額法)</p> <p>(2)関係会社株式 総平均法による原価法</p> <p>(3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づき時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p> | <p>(1)満期保有目的債券 同左</p> <p>(2)関係会社株式 同左</p> <p>(3)その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> |
| 2. 固定資産の減価償却 の方法 | <p>(1)有形固定資産</p> <p>定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8~47年 器具備品 2~20年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度法人税法の改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号平成19年4月25日)が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> | <p>(1)有形固定資産 (リース資産を除く)</p> <p>定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8~47年 器具備品 2~20年</p> |

重要な会計方針

| 項目 | 第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|-----------------|---|--|
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(追加情報)</p> <p>平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号平成19年4月25日)が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p> | <p>(2)無形固定資産 同左</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p> <p>(3)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p> | <p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)役員賞与引当金 同左</p> |

重要な会計方針

| 項目 | 第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|----|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | |

| | | |
|-----------------------------------|---|---|
| <p>3. 引当金の計上基準</p> | <p>(4)退職給付引当金 従業員退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p> | <p>(4)退職給付引当金 同左</p> <p>(5)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6)執行役員退職慰労引当金 同左</p> |
| <p>4. リース取引の処理方法</p> | <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> | |
| <p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。</p> | <p>消費税等の会計処理方法 同左</p> |

会計処理方法の変更

| | |
|--|--|
| <p>第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p> | <p>第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p>(棚卸資産の評価に関する会計基準)</p> <p>当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。(リース取引に関する会計基準の適用指針第78項)</p> |
|--|--|

表示方法の変更

| 第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|-------------------------------------|---|
| | <p>(貸借対照表)</p> <p>「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 第48期 (平成20年3月31日) | 第49期 (平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------|-----------|------|---------|----|----------|------|-----------|--------|----------|--|-------|-----------|------|---------|----|----------|------|-----------|-------|----------|--------|-----------|
| <p>1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">876,116千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">4,915千円</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">69,159千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">326,412千円</td> </tr> </table> <p>3. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">81,323千円</td> </tr> </table> | 未払手数料 | 876,116千円 | 未払費用 | 4,915千円 | 建物 | 69,159千円 | 器具備品 | 326,412千円 | ソフトウェア | 81,323千円 | <p>1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払手数料</td> <td style="text-align: right;">445,736千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">3,523千円</td> </tr> </table> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">77,409千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">332,202千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">リース資産</td> <td style="text-align: right;">31,652千円</td> </tr> </table> <p>3. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">131,057千円</td> </tr> </table> | 未払手数料 | 445,736千円 | 未払費用 | 3,523千円 | 建物 | 77,409千円 | 器具備品 | 332,202千円 | リース資産 | 31,652千円 | ソフトウェア | 131,057千円 |
| 未払手数料 | 876,116千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払費用 | 4,915千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 69,159千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 326,412千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ソフトウェア | 81,323千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払手数料 | 445,736千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未払費用 | 3,523千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | 77,409千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 332,202千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| リース資産 | 31,652千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ソフトウェア | 131,057千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（損益計算書関係）

| 第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） | 第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） |
|---|---|
| 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 7,030,935千円 | 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,724,024千円 |
| 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内 | 2. 役員報酬の範囲額 同左 |
| 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 673千円 | 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 599千円 |
| 4. 法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円であります。 | 4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。 |

（株主資本等変動計算書関係）

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前期末 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式（株） | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 前期末 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|---------|-----|----|----|-----|
| 普通株式（株） | 474 | - | - | 474 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成19年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,093,665 | 600 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月25日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成20年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 繰越利益 剰余金 | 1,549,359 | 850 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月25日 |

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前期末 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式（株） | 1,823,250 | - | - | 1,823,250 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 前期末 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|---------|-----|----|----|-----|
| 普通株式（株） | 474 | - | - | 474 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成20年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,549,359 | 850 | 平成20年3月31日 | 平成20年6月25日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成21年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 繰越利益 剰余金 | 492,149 | 270 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月25日 |

(リース取引関係)

| 第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------|--------------------|-----------------|------|---------|--------|--------|----|---------|--------|--------|--|
| リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | | | | | | | | | | | | |
| (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 | (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2.固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。 | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td>152,354</td> <td>56,731</td> <td>95,623</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>152,354</td> <td>56,731</td> <td>95,623</td> </tr> </tbody> </table> | | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 期末残高相当額 (千円) | 器具備品 | 152,354 | 56,731 | 95,623 | 合計 | 152,354 | 56,731 | 95,623 | |
| | 取得価額相当額 (千円) | 減価償却累計額相当額 (千円) | 期末残高相当額 (千円) | | | | | | | | | | |
| 器具備品 | 152,354 | 56,731 | 95,623 | | | | | | | | | | |
| 合計 | 152,354 | 56,731 | 95,623 | | | | | | | | | | |
| (2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 30,070千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 67,456千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 97,527千円 | | | | | | | | | | | | | |
| (3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 27,621千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 26,089千円 | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 2,150千円 | | | | | | | | | | | | | |
| (4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | | | | | | | | | | | | | |
| (5)利息相当額の算定方法 | | | | | | | | | | | | | |

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
(減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

第48期(平成20年3月31日)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------|------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | (1)国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2)社債 | 6,402,910 | 6,407,200 | 4,289 |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | 6,402,910 | 6,407,200 | 4,289 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | (1)国債・地方債等 | 500,118 | 499,800 | 318 |
| | (2)社債 | 4,500,562 | 4,497,210 | 3,352 |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | 5,000,681 | 4,997,010 | 3,671 |
| 合計 | | 11,403,591 | 11,404,210 | 618 |

2. その他有価証券で時価のあるもの

| | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|---------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | 45,457 | 60,858 | 15,400 |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 2,032,733 | 2,544,471 | 511,738 |
| | 小計 | 2,078,190 | 2,605,329 | 527,139 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 3,271,046 | 3,144,344 | 126,701 |
| | 小計 | 3,271,046 | 3,144,344 | 126,701 |
| 合計 | | 5,349,237 | 5,749,674 | 400,437 |

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

| 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 2,163,885 | 527,548 | 1,639 |

4. 時価評価されていない有価証券

| | 貸借対照表計上額(千円) |
|--------------|--------------|
| 1. 満期保有目的の債券 | - |

| | |
|------------|---------|
| 2. その他有価証券 | |
| (1)非上場株式 | 341,418 |
| (2)MMF | 518,306 |
| 3. 関係会社株式 | 77,100 |

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 1. 債券 | | | | |
| (1)国債・地方債等 | 500,118 | - | - | - |
| (2)社債 | 9,905,329 | 998,143 | - | - |
| (3)その他 | - | - | - | - |
| 2. その他 投資信託 | - | - | - | - |
| 合計 | 10,405,448 | 998,143 | - | - |

第49期（平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------------------|------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照表計上額 を超えるもの | (1)国債・地方債等 | 301,581 | 301,950 | 369 |
| | (2)社債 | 2,522,607 | 2,523,810 | 1,203 |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | 2,824,188 | 2,825,760 | 1,572 |
| 時価が貸借対照表計上額 を超えないもの | (1)国債・地方債等 | - | - | - |
| | (2)社債 | 2,304,962 | 2,299,690 | 5,272 |
| | (3)その他 | - | - | - |
| | 小計 | 2,304,962 | 2,299,690 | 5,272 |
| 合計 | | 5,129,150 | 5,125,450 | 3,700 |

2. その他有価証券で時価のあるもの

| | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------|---------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | (1)株式 | 45,457 | 55,676 | 10,219 |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 535,458 | 580,788 | 45,330 |
| | 小計 | 580,915 | 636,464 | 55,549 |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3)その他 | 5,674,256 | 4,774,548 | 899,708 |
| | 小計 | 5,674,256 | 4,774,548 | 899,708 |
| 合計 | | 6,255,171 | 5,411,012 | 844,158 |

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

| 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 1,008,498 | 278,250 | 37,002 |

4. 時価評価されていない有価証券

| | 貸借対照表計上額(千円) |
|-----------------------------|--------------|
| 1. 満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー | 3,995,353 |
| 2. その他有価証券 | |
| (1)非上場株式 | 310,728 |
| (2) F F F | 500,952 |
| 3. 関係会社株式 | 77,100 |

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 1. 債券 | | | | |
| (1)国債・地方債等 | 301,581 | - | - | - |
| (2)社債 | 4,827,569 | - | - | - |
| (3)その他 | 3,995,353 | - | - | - |
| 2. その他 | | | | |
| 投資信託 | - | 203,060 | - | - |
| 合計 | 9,124,503 | 203,060 | - | - |

(注) 当期において、有価証券について7,890千円(その他有価証券のうち時価のない株式7,890千円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

| 第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。 | 同左 |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度(キャッシュバランス型)、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | 第48期 (平成20年3月31日) | 第49期 (平成21年3月31日) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|
| | 千円 | 千円 |
| (1)退職給付債務 | 858,532 | 867,908 |
| (2)年金資産 | 809,433 | 741,559 |
| (3)未積立退職給付債務(1)+(2) | 49,099 | 126,349 |
| (4)未認識数理計算上の差異 | 368,695 | 563,607 |
| (5)未認識過去勤務債務(債務の減額) | 149,170 | 124,422 |
| (6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5) | 170,425 | 312,835 |
| (7)前払年金費用 | 355,950 | 485,705 |

| | | |
|---------------------|---------|---------|
| (8)退職給付引当金(6) - (7) | 185,524 | 172,869 |
|---------------------|---------|---------|

3. 退職給付費用に関する事項

| | 第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第49期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | 千円 | 千円 |
| (1)勤務費用 | 80,719 | 88,007 |
| (2)利息費用 | 15,232 | 17,170 |
| (3)期待運用収益(減算) | 16,598 | 16,188 |
| (4)数理計算上の差異の費用処理額 | 23,562 | 50,599 |
| (5)過去勤務債務の費用処理額 | 24,747 | 24,747 |
| (6)退職給付費用(1) + (2) - (3) + (4) + (5) | 78,167 | 114,840 |
| (7)その他 | 11,585 | 12,477 |
| 計(6) + (7) | 89,752 | 127,318 |

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(第48期 30,416千円, 第49期 27,666千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

| | 第48期 (平成20年3月31日) | 第49期 (平成21年3月31日) |
|-------------------|----------------------|----------------------|
| (1)退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 | 期間定額基準 |
| (2)割引率 | 2.0% | 2.0% |
| (3)期待運用収益率 | 2.0% | 2.0% |
| (4)過去勤務債務の処理年数 | 10年 | 10年 |
| (5)数理計算上の差異の処理年数 | 10年 | 10年 |

(税効果会計関係)

| 第48期 (平成20年3月31日) | 第49期 (平成21年3月31日) |
|----------------------|----------------------|
|----------------------|----------------------|

| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) |
|---|--|
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 112,833 | 賞与引当金損金算入限度超過額 49,479 |
| 減価償却費限度超過額 12,223 | 減価償却費限度超過額 11,010 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 106,617 | 退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182 |
| 受益証券発行費否認 9,361 | 受益証券発行費否認 9,317 |
| 投資有価証券評価損否認 134,724 | 投資有価証券評価損否認 67,362 |
| 非上場株式評価損否認 55,053 | 非上場株式評価損否認 58,264 |
| その他投資評価損否認 6,109 | その他投資評価損否認 6,109 |
| 未払事業税否認 57,176 | 有価証券評価差額 343,488 |
| 確定拠出年金移換資産否認 9,764 | その他 <u>35,808</u> |
| その他 <u>44,181</u> | 繰延税金資産小計 691,022 |
| 繰延税金資産小計 548,046 | 評価性引当額 <u>145,222</u> |
| 評価性引当額 <u>75,567</u> | 繰延税金資産計 <u>545,799</u> |
| 繰延税金資産計 <u>472,479</u> | 繰延税金負債 |
| 繰延税金負債 | 前払年金資産認容額 197,633 |
| 前払年金資産認容額 144,836 | その他 <u>34,316</u> |
| 有価証券評価差額 162,938 | 繰延税金負債計 <u>231,949</u> |
| その他 <u>224</u> | 繰延税金資産(負債)の純額 <u>313,849</u> |
| 繰延税金負債計 <u>307,998</u> | (注) 繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) |
| 繰延税金資産(負債)の純額 <u>164,481</u> | 流動資産 - 繰延税金資産 35,449 |
| (注) 繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) | 固定資産 - 長期繰延税金資産 278,400 |
| 流動資産 - 繰延税金資産 207,652 | |
| 固定負債 - 繰延税金負債 43,170 | |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 | 法定実効税率 40.69% |
| | (調整) |
| | 役員給与と永久に損金算入されない項目 1.75 " |
| | 交際費等永久に損金算入されない項目 1.46 " |
| | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.94 " |
| | 住民税均等割等 0.51 " |
| | 税効果未認識差異 8.60 " |
| | その他 <u>0.02 "</u> |
| | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>32.84%</u> |

(関連当事者情報)

第48期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|----------|--------|--------------|-----------|-------------------------|-------|--------------|--------------|-----------|-------|----------|
| | | | | | | 役員兼任等 | 事実上の関係 | | | | |
| 親会社 | 新光証券株式会社 | 東京都中央区 | 125,167,284 | 証券業 | (被所有) 直接76.54 間接7.04 | 1名 | 当社設定の投資信託受益証 | 債券等の現先取引(注1) | 1,498,333 | 短期貸付金 | - |

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|---------|-------------------------------------|-----------|-------|---------|
| | | | | | | | 券の募集・販売 | 当社設定の投資信託受益証券の募集・販売に係る代行手数料の支払い(注2) | 7,030,935 | 未払手数料 | 876,116 |
|--|--|--|--|--|--|--|---------|-------------------------------------|-----------|-------|---------|

(注)取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---------|----------------|--------|--------------|-----------|-------------------|--------|---------|------------------|----------|---------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事実上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | 新光ビルディング株式会社 | 東京都中央区 | 4,110,000 | 不動産賃貸業 | 直接 4.05 | なし | 事務所の賃借 | 事務所の賃借(注1) | 130,976 | 長期差入保証金 | 87,303 |
| 親会社の子会社 | 日本証券テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 228,000 | 情報サービス業 | なし | なし | 計算業務の委託 | 計算委託料支払(注2) | 46,584 | その他未払金 | 4,076 |
| | | | | | | | | ハウジングサービス料支払(注2) | 13,704 | その他未払金 | 1,199 |

(注)取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第49期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円）（注4） | 科目 | 期末残高（千円）（注4） |
|-----|--------------|--------|--------------|-----------|----------------------------|-----------------------------|------------------------------------|--------------|-------|--------------|
| 親会社 | 新光証券株式会社（注1） | 東京都中央区 | 125,167,284 | 金融商品取引業 | （被所有） 直接76.54 間接7.04 | 当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任 | コマーシャルペーパー（注2） | 1,996,897 | 有価証券 | 1,997,673 |
| | | | | | | | 債券等の現先取引（注2） | 5,387,067 | 短期貸付金 | - |
| | | | | | | | 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い（注3） | 4,724,024 | 未払手数料 | 445,736 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
2. コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
3. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円）（注3） | 科目 | 期末残高（千円）（注3） |
|-------------|----------------|--------|--------------|-----------|-------------------|-----------|------------------|--------------|---------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 新光ビルディング株式会社 | 東京都中央区 | 4,110,000 | 不動産賃貸業 | 直接4.05 | 事務所の賃借 | 事務所の賃借（注1） | 147,330 | 長期差入保証金 | 99,186 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 日本証券テクノロジー株式会社 | 東京都中央区 | 228,000 | 情報サービス業 | なし | 計算業務の委託 | 計算委託料支払（注2） | 46,584 | その他未払金 | 4,076 |
| | | | | | | | ハウジングサービス料支払（注2） | 17,184 | その他未払金 | 1,472 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

（1株当たり情報）

| 第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日） | 第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------|-------------|--------------|-------------|---------|------------|-----|-------------------------|---------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|------|--------------|---------|---|-----------|--------------|-------------|--------------|-------------|---------|------------|-----|-------------------------|---------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|------|--------------|---------|
| 1株当たり純資産額 12,724円01銭 1株当たり当期純利益 879円27銭 | 1株当たり純資産額 11,670円00銭 1株当たり当期純利益 274円87銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>純資産の部の合計額</td> <td style="text-align: right;">23,193,034千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る純資産額</td> <td style="text-align: right;">23,193,034千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式の発行済株式数</td> <td style="text-align: right;">1,823千株</td> </tr> <tr> <td>普通株式の自己株式数</td> <td style="text-align: right;">0千株</td> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数</td> <td style="text-align: right;">1,822千株</td> </tr> </table> <p>2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>損益計算書上の当期純利益</td> <td style="text-align: right;">1,602,720千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td> <td style="text-align: right;">1,602,720千円</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数</td> <td style="text-align: right;">1,822千株</td> </tr> </table> | 純資産の部の合計額 | 23,193,034千円 | 普通株式に係る純資産額 | 23,193,034千円 | 普通株式の発行済株式数 | 1,823千株 | 普通株式の自己株式数 | 0千株 | 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 | 1,822千株 | 損益計算書上の当期純利益 | 1,602,720千円 | 普通株式に係る当期純利益 | 1,602,720千円 | 普通株主に帰属しない金額 | - 千円 | 普通株式の期中平均株式数 | 1,822千株 | <p>（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>純資産の部の合計額</td> <td style="text-align: right;">21,271,810千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る純資産額</td> <td style="text-align: right;">21,271,810千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式の発行済株式数</td> <td style="text-align: right;">1,823千株</td> </tr> <tr> <td>普通株式の自己株式数</td> <td style="text-align: right;">0千株</td> </tr> <tr> <td>1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数</td> <td style="text-align: right;">1,822千株</td> </tr> </table> <p>2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>損益計算書上の当期純利益</td> <td style="text-align: right;">501,030千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td> <td style="text-align: right;">501,030千円</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数</td> <td style="text-align: right;">1,822千株</td> </tr> </table> | 純資産の部の合計額 | 21,271,810千円 | 普通株式に係る純資産額 | 21,271,810千円 | 普通株式の発行済株式数 | 1,823千株 | 普通株式の自己株式数 | 0千株 | 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 | 1,822千株 | 損益計算書上の当期純利益 | 501,030千円 | 普通株式に係る当期純利益 | 501,030千円 | 普通株主に帰属しない金額 | - 千円 | 普通株式の期中平均株式数 | 1,822千株 |
| 純資産の部の合計額 | 23,193,034千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式に係る純資産額 | 23,193,034千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式の発行済株式数 | 1,823千株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式の自己株式数 | 0千株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 | 1,822千株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 1,602,720千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式に係る当期純利益 | 1,602,720千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株主に帰属しない金額 | - 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式の期中平均株式数 | 1,822千株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 純資産の部の合計額 | 21,271,810千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式に係る純資産額 | 21,271,810千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式の発行済株式数 | 1,823千株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式の自己株式数 | 0千株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 | 1,822千株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 501,030千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式に係る当期純利益 | 501,030千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株主に帰属しない金額 | - 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通株式の期中平均株式数 | 1,822千株 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（重要な後発事象）

| 第48期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日） | 第49期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日） |
|--|--|
| 該当事項はありません | 同左 |

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 住友信託銀行株式会社（「受託者」）
 - a．資本金の額
平成21年8月末日現在、287,537百万円
 - b．事業の内容
銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
- (2) 株式会社新光総合研究所（「投資顧問会社」）
 - a．資本金の額
平成21年8月末日現在、259百万円
 - b．事業の内容
金融商品取引法に定める投資助言業などを営んでいます。
- (3) みずほ証券株式会社（「販売会社」）
 - a．資本金の額

平成21年8月末日現在、125,167百万円

b. 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。
 - (2) 株式会社新光総合研究所は、委託者の株式の6.5%を所有しています。
 - (3) 委託者は、株式会社新光総合研究所の株式の23.5%を所有しています。
- (注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

| 書類名 | 提出年月日 |
|---------------|-------------|
| 有価証券届出書 | 平成20年10月14日 |
| 有価証券届出書の訂正届出書 | 平成21年4月15日 |
| 有価証券報告書 | 平成20年10月14日 |
| 半期報告書 | 平成21年4月15日 |

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 窪田 健一代表社員
業務執行社員 公認会計士 三枝 哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 窪田 健一 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三枝 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年8月25日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田中俊之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株ダブルアルファ・ラップの平成20年7月16日から平成21年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株ダブルアルファ・ラップの平成21年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年8月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田中俊之 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 伊藤志保 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株ダブルアルファ・ラップの平成19年7月18日から平成20年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株ダブルアルファ・ラップの平成20年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 . 前期の財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)